

日本制度通

二

卷二

氏族の事

官制の事

位階勲位の事

俸禄の事

律令格式の事

刑法の事

學制の事

兵制の事

都府の事

國郡郷庄の事

73

6437

2



門 78
號 6437
卷 2

日本制度通卷二



萩野由之

同著

小中村義象

氏族の事

上古い族制を以て國を建てしむ。其制最嚴重
かりき。さて氏ウヂハ内なり。同宗一家の義中臣、齋部、
藤原、源、平の類是かり。姓ナネハ株根なり。家格の尊卑
を分つゝの義。臣、連、朝臣、宿祢の類是かり。
氏族考、職原抄標注

別記

日本制度通

卷二

按るるふ。古史には往々これを通用して。氏を
姓といひ。又氏と姓とを連ねて姓とも氏とも
いひし事あり。賜姓為藤原氏。まゝ倭直、粟隈、首
等三十八氏紀日本ふとの類なり。されど粟隈、藤
原氏即なといひ。姓ともいふし。朝臣、首姓即ふとを
氏といひ。いひしことなり。先儒往々字義の爲に
誤まられて。混説せしものあり。宜しく甄別を
し。

氏を命すること。既に太古に始まる。神武天皇
元を建てたまひしより後。人衆蕃殖して本末分

れ族類漸繁し。仍て朝廷は、其職事、住所、功業等
就きて。氏を命し稱を立て。以て臣職を供せし
む。而して太政官參與するものと。小技を與るも
のといひ。おのつらら階級ふるへうす。此を以
て又姓の制あり。其類概左の如し。

- 臣イミ 連ナラシ 伴造トモミヤツク 國造クニミヤツク 別ワケ 君キミ 直アジメ 縣主アガタメシ
- 稻置イナギ 村主ムラナリ

この數等の姓を以て。百氏の序次を立てたれと
も。當時世官世職にて。家々の尊卑は一定して移
らる。氏姓と職官といつよりして二つふらさりき。

按まゝる小開闢以來。天皇よハ姓なく氏なく。萬
世一統ふまゝ事ハ。無上の尊貴よして。統
へざる所なきを以て不リ。漢史ハ我天皇を稱
して姓阿每といふものハ。訛傳ふして己を以
て他を測まる誤不リ。

允恭天皇の時紀元千七百十五年及ひて諸氏人或ハ誤
て己の氏姓を失ひ。或ハ故ハ貴族を冒し。上下相
争ひしハ探湯せしめて以て詐冒を正す。後又
戸籍を正し。氏族志鈔を修め。官ハ治部省あり
て。本姓繼嗣婚姻を掌り。族制を明にするの政。列

朝絶ゆることなし。

日本紀令義
解。姓氏錄

氏小大氏あり。小氏あり。大氏ハ宗家よして小氏
ハ支流なり。たとへハ阿倍氏ハ大氏よして。是よ
り別まゝハ阿倍志斐氏、阿倍間人氏、よして小氏
不リ。中臣氏ハ大氏よして。中臣酒人氏、中臣宮處
氏、よして小氏、よして如し。小氏ハ大氏よ從ひ。大
氏衰ふれハ。小氏の然るへき人大氏を繼ぐ。大氏
小氏各屬民あり。これを部曲、又品部、民部、よして
稱す。諸氏各これありて。其數頗多けれハ概して
百八十部といへり。

紀元千三百年代の初。大化の新政あり。世職を廢して遷替の官とふ。氏姓と職官とこれより分まぬ。天武天皇の白鳳十二年紀元千三百四十四年新に八色の姓を設けて天下の萬姓を改めらる。

真人マヒト 朝臣アソミ 宿祢スクネ 忌寸イミキ 道師ミチシ 臣連

按とる。從來臣連より多し。真人朝臣の姓を賜りぬ。さるる臣連は賤しき人より限まらざりし。

帝初め八姓を以て。悉く萬姓を改易せんとし。召したれと未及とさりし。此後尚舊姓のままなる。君首、造、縣主、直、村主、史、王、勝、祝、伎、使、主、我孫、吉志等の姓あり。日本紀續日本紀、姓氏錄、その姓を賜ふ。當時の功勳を上りたれ。舊き名族も下り列せしも少らざりき。古語拾遺此後も功あり。姓を進め。罪あり。降し。同氏もて。姓異なるものあり。姓なきものあり。猶今の五等爵の如し。此も於て古制一變し。從來官職めきたるもの全く門閥のさまとふれり。天下の諸氏を

て。必氏上もいふ氏長者と氏助等を定めしめ。又一代毎
 本系帳をも上らしめらる。日本紀、續日本紀、弘仁私記序、
 嵯峨天皇の弘仁五年七紀元千四百七十四年姓氏録成る初
 て三別の称を立てし。萬姓の出自を明しす。天神
 地祇の胄を神別とし。天皇皇子の派を皇別とし。
 漢土三韓の族を蕃別とし。以て内外同異の次第
 を序つ。初め外交の盛ふりしより。蕃人歸化するも
 の年々多く。概、姓を賜ひて臣民に列せしむるも。
 天朝の蕃種を待する事固より制限あるを故に。
 遂に詐りて高貴の枝葉ふり。神明の胤なりか

と稱して。以て榮寵を蒙らむと欲するものも
 ありき。此に至りて真偽を明らふ。氏族の紛亂
 を正されたり。姓氏録、日本後紀、
 桓武天皇紀元千四百年代より後。皇子皇孫に姓を賜ふ
 こと。皆源氏平氏を以てす。平氏より桓武平氏以
 下四流あり。源氏より嵯峨源氏以下十四流あり
 て。就中桓武平氏と清和源氏と。東西諸國に蔓
 衍して最強盛ふりき。
 藤原氏勢を得るに及び。紀元千七八百年代の頃
 に至りては。藤原の族殊に國郡に蔓延せり。此小

於て或い居地より。或い先職より。稱號を定め。近藤、武藤、齋藤、加藤、首藤等の稱起る。これを家名ケミヤナといふ。源平二氏は於けるも亦同し。初め族制の尚嚴かりし時。人臣の氏を命じ姓を賜ひしもの。姓氏録に收むる所一千一百八十二氏。他書に散見するものを併せて。都て二千八百九十八氏。多らざるふ非を。藤原、橘、源、平の四氏諸國に蕃殖して。勢威を得るに及ひて。古の諸氏に漸凋零して。聞ゆることなきもの十ふ八九あり。氏族考

初め諸名族は各祠を其住地に建ち。其祖先を祭れり。これを氏神といふ。其族人を氏人又氏子といふ。佛法の盛なりし時。寺をも建てり。之をい氏寺といへり。續日本後紀三代實錄天氏人台座主記興福寺縁起たるもの。歳時祭祀して以て祖業を墜さ。らんことを祈る。千九百年代の比まで。武人の戦陣に臨むも。必まづ祖先の勲業を名告り。敵を擇ひて後と戦ふこと多かりき。亦上古念祖の意厚く。出自を重んじ。族制を正し。遺風なり。源平盛衰記

然る小此後又至りてい。家名専ら行をれしうい。漸古氏を失ひしのみならず。争亂打つ、まじうい。公卿ハ四方よ流落し。武人ハ盛衰常ならず。或ハ系譜を失ひ。或ハ他氏を詐冒し。喪亂甚しくふりてい。此等の事糾さんとするものもなく。族制遂に亂れとり。氏族志大意

官制の事

太古天照大神の天石窟ふこもり玉ひし時。思兼神深く謀りて。天兒屋命をして祝辭を宣らしめ。天太玉命ハ和幣を造り。天鈿女命ハ神樂を奏し。

大神瑞殿ふ還御し玉へる時い。大宮賣命内よ侍し。豊磐間戸神、櫛磐間戸神ハ外を護衛したまへり。天孫降臨の時ふい。五部神をして。各其職を以て天孫よ陪侍せしむること。天上の儀の如くふらしむ。官職の制既ふ太古よ濫觴を。日本書紀古語拾遺神武天皇中州を平定して。天位よ即のせ玉ひし時。天富命、天璽、鏡劔を奉し。天種子命、神代の故事を奏し。道臣命、大久米命ハ。大伴部、久米部を率て宮門を守り。可美真手命ハ。内物部を率て儀衛せり。功を論し賞を行ふに及ひてい。諸國の國造縣

主等を任したまへり。日本紀古語拾遺 參取兵志職官志

是より後制度漸整ひ垂仁天皇の朝紀元六代始め

て大連あり成務天皇の朝八百年初始めて大臣あり

り大臣の世皇別より出て大連の世神別より出

つ並小臣連二姓の宗長として遂に官職といふ

りしなり。

按るる小大臣大連の稱のそやく見えたるこ

とかくのことしといへとも相並ひて朝廷小

執政よりい。雄略天皇の朝平群真鳥を以て

大臣よ大伴室屋を以て大連とせし小始ま

り。

此外つきくの職も皆其氏姓よつきて世其職事

に仕へたり中臣連齋部首の祭祀を職とし物部

連大伴連の武事を職とし商長首の貿易を掌り

船史の船賦を掌り屯倉首の儲米を掌り藏部の

府庫を掌り秦公の貢絹を掌る並小財務の職不

り吉士氏の外蕃小使して蕃客を接遇すること

を掌り曰佐氏の通譯を掌る如き外交の職

あり田部連の田部を管し阿曇連の海部を管し

山部公の山部を管する如き山海田牧の職

あり。膳臣多米連、膳羞を掌り。水取造、水漿を
 掌り。酒部君、釀酒を掌り。服部造、衣服を掌り。
 車持公、車從を掌り。玉作連、玉を攻め。鏡作造
 鏡を鑄る。其他馬飼鳥養等百般の技藝、さて各
 其職ありて之と世襲る。其部長たるもの、朝
 廷特小姓と賜ふ。これを伴造トモ、ミヤツク或は伴緒トモ、イハといへり
 之に屬する部民甚多し。皆其長不就て王事、服
録、日本紀、古事記、姓氏
録、古語拾遺、令義解
 地方に於て、國造、縣主、稻置、村主等の職あり。い
 つまも世襲土着せしめて中國の藩屏とす。國造、

縣主、神武天皇の時、昉まり。成務天皇の時、大
 子建置られし。それより後、歷朝増置して、雄略
 天皇の朝に至るまで、國造の數一百四十四あり。
 其島ふる、島造といふ。臣連、伴造より。國造以下
 に至るまで、大罪惡有るふあり。されば廢黜する
 ことなし。古事記、日本紀、舊事本紀
 紀元千二百年代の末に及んで、世職の弊漸起り。
 貴族舊勳の人、土地人民を私して法制漸亂る。時
 にも外交漸盛よりて、國家事多く、改新の政によ
 く其要と見るふに至るを以て、紀元一千三百五年、

孝徳天皇の大化元年、始て封建の制を變じて郡縣の治とし。世襲の職を廢して八省百官を建て。國司郡領を置く。左右大臣内臣の三職、百官の長として大政を執り。以て大子朝綱と振肅と。此改革ハ皇太子中大兄皇子天皇智と中臣連鎌足との専ら計畫せし所なり。日本紀此後時々増損ありし。文武天皇の大寶元年紀元一千三百二十一年に至りて。官名位號大に定まり。二官八省諸寮諸司以下措置締構備はらざる所なし。日本紀闔國の祝部を領と。神祇官神祇の祭祀を掌り。闔國の祝部を領と。

伯、大副、少副、大祐、少祐、大史、少史の外。神部カミ卜部等の職あり。

太政官 紀綱を舉持て。天下の太政を統ふ。少納言司外記を管し。左辨官右辨官の兩司。八省を分管し。凡て三司あり。太政大臣、左右大臣、大納言ハ三司を通攝し。立法司法行政の事統へざる所なし。仍て或ハ政府といふ。後の内閣の義なり。政府據日本後紀。按るに。神祇官ハ、唐の大常寺フダウに當るものなるを。第一フも居スゑられたるは。敬神を以て國を治めたまふ古義コギに基かれしなり。太政官

ハ唐の尚書省に擬して置れしものあり。但し
彼制よてハ尚書中書門下の三省鼎足したる
と。我邦にてハ中書の事務ハ中務省よ宛て、
八省の中よ下し。門下の任とハ直ちに大納言
よ宛て、特よ官衙と設けよ。又太政大臣左右
大臣と三公と稱しつれとも唐の三師三公等
の虚設の官ふ比よへきよあらず。其他皆斟酌
の宜しきを得たるものなり。
中務省 至尊よ侍従し。可否を獻替し。詔勅の文
案を審署し。上表を受け。國史を監修し。女官の考

選及五位以上の位記を掌る。卿輔己下の四部官。
及ひ内記大中監物大中主鈴大典鑰大等の被攝
官あり。被管よ中宮職、左右大舍人寮、圖書寮、内藏
寮、縫殿寮、陰陽寮、畫工司、内藥司、内禮司等あり。
式部省 文官の考選、朝儀、位記、及ひ祿封、學政を
掌る。被管よ大學散位の二寮あり。
治部省 姓氏の争訟と解き、五位以上の婚姻、繼
嗣を正し。僧尼及ひ蕃客朝聘の事を掌る。四部官
の外、大解部、少解部の職あり。被管に雅樂、玄蕃の
二寮。諸陵喪儀の二司あり。

民部省 諸國の戸籍、田租、調庸、課役を勘審し。道路、田畝等の事を掌る。被管は主計、主税の二寮あり。

兵部省 武官の考選、位記を掌り。兵士の徴發、兵器、城隍等の事を掌る。被管は兵馬、造兵、鼓吹、主船、主鷹の五司あり。

刑部省 鞠獄、刑名、良賤の争訟等を掌る。四部官の外は大中少の判事。大中少の解部等の職あり。被管は賊贖、囚獄の二司あり。大藏省 諸國調物の出納を掌り。權衡度量を均

しくし。賣買の估價を知る。被攝は大小の主鑰及び藏部、價長、典履、百濟手部、典華、狛部等あり。皆朝廷の調度を造る。被管は典鑄、掃部、漆部、縫部、織部の五司あり。

宮内省 諸國の調物、官田を管理し。内廷の供御用度を掌る。被管は大膳職、及び木工、大炊、主殿、典藥の四寮。正親、内膳、造酒、鍛冶、官奴、園池、土工、采女、主水、主油、内掃部、菅陶、内染の十三司あり。彈正臺 風俗を肅清し。内外の非違を彈奏する事を掌る。彈正尹は親王を任むるを例とす。

衛門府 諸門の禁衛と掌る。四部官の外、門部、物部、衛士等あり。被管は隼人司あり。

左右衛士府 宮掖を禁衛し。車駕の出入は前驅後殿を掌ることとを掌る衛士あり。

左右兵衛府 閤門を禁衛し。車駕の出入は前後を分衛する事を掌る。番長、兵衛あり。

衛門以下を五衛府といふ。後世沿革して、左右近衛府、左右衛門府、左右兵衛府とあり。之と六衛府

といふ。後世以下、左右馬寮、左右兵庫寮、内兵庫司あり。閑馬、兵器を

掌る衛府以下は並ぶ武官あり。後宮の職負は、内侍司、藏司、書司、藥司、兵司、闈司、

殿司、掃司、水司、膳司、酒司、縫司の十二司あり。東宮の職負は、傳人、學士

之を東宮官といふ。東宮官據 又春宮坊あり。啓令を吐納する事と掌

る。舍人、主膳、主藏の三監。主殿、主書、主漿、主工、主兵、主馬の六署之を被管たり。

親王及び職事三位以上の職負は、文學、家令、家扶、家從等あり。

左右京職 左右京を治むる職あり。四部官の外

坊令十二人あり。被管は東西市司あり。市塵の交易賣買估價を掌る。

攝津職 難波の離宮を管し。兼て津國を治むる職かり。

太宰府 九國を總管し。兼て筑前國を治め。蕃客兵士等の事を掌る。四部官の外。主神、大少工、博士、陰陽師、醫師、算師、主船、主厨等の職あり。被管は防人司あり。本國部内諸國の事も治む。諸國と品第して大、上、中、下と。國司を置くこと各差あり。又國博士、醫師等あり。郡も大、上、中、下、

小の五等あり。郡司を置くこと差あり。國司之を管も。

軍團 兵制の條は具を。以上令義解以上令制の定むる所ふれとも。後世時宜よりて時は廢置あり。其令外は置くものを令外官といふ。左の如し。

内大臣、中納言、參議等。大政官中の官たりと雖。令外の官なり。

院司 嵯峨天皇遜位の後始めて置く。判官代、主典代、殿上人、藏人、廳官、所衆、武者所等の職あり。白

河上皇以後。上下北面の武士を置き。院宣を以て天下に令せしむ。院司の職朝官より重なりき。

三代實錄拾芥抄中
右記愚管抄今鏡

齋宮寮 伊勢の齋王の爲に置く。

齋院司 加茂の齋院の爲に置く。

修理職 宮殿の營作を掌る。職原抄

勘解由使 内外諸司の解由を勘ふる事を掌る。

桓武天皇の時千四百四十年代始めて置く。類聚國史類聚三代格

檢非違使廳器もいふ使廳嵯峨天皇の弘仁中千七百七十年始めて置く。彈正衛府の職を兼行ひ。刑法を

も兼行ふ。後又諸國に置き。權威漸重くかりて。刑部彈正衛府遂に其職を失へり。三代實錄職原抄

藏人所 嵯峨天皇の弘仁元年置く。頭を貫首といふ。第一等の公卿を以て任む。藏人、非藏人、所衆、瀧口

出納、小舎人等の職あり。詔勅を傳宣する事を掌り。最重職たるを以て威權ありし。後より少

納言、侍從等皆其職を失へり。職原抄禁秘鈔蘆中鈔

此他鑄錢司、防鴨河使、施藥院使、内豎所、内教坊、大

歌所、記録所、正藏率分所等あり。地方より鎮守府、

陸奥出羽按察使、秋田城司、征夷使、押領使、追捕使、

等あり。臨時の官より遣唐使、班田使、問民疾苦使、
檢損田使、賑給使、裝束司、次第司、鹵簿司等あり。
職原

抄、職官志
等大意

凡官と建つるより長官、次官、判官、主典又佐官といふあり。之を四部官といふ。長官ハ官事を總判し。次官ハ之と助く。判官ハ官内と糾判し。文案と審署し。稽失を勘ふ。佐官ハ事を受けて載録し。文案を勘造し。稽失と檢出し。公文と讀む事と掌る。これ諸司共ニ通ざる所なれども。其稱ハ官省寮司よりりて各異あり。
令義解、職原抄

署	司	寮	職 <small>坊同</small>	八省	大政官	神祇官	長官	次官	判官	主典 <small>又佐官曰</small>
首	正	頭	大夫	卿	太政大臣 左大臣 右大臣	伯	副 <small>少大</small>	佑 <small>少大</small>	史 <small>少大</small>	
		助	亮	輔 <small>少大</small>	大中納言					
				丞 <small>少大</small>	大中少辨 <small>左右</small>					
				進 <small>少大</small>	少納言					
				允 <small>少大</small>						
				佑						
				屬 <small>少大</small>	外記 <small>少大</small>					
				屬 <small>少大</small>	大少史					
				令史						
				令史						

但内膳司のこゝ長官を奉膳といひ、次官を典膳といふ。○女官の十二司ハ、長官を尚某とし、次官を典某とし、判官を掌某とも、佐官あることなり。

臺	尹	弼 <small>少大</small>	忠 <small>少大</small>	疏 <small>少大</small>
近衛府 <small>右左</small>	大將	<small>中將</small> 少將	將監	將曹
四府 <small>左右兵衛衛門</small>	督	佐	尉 <small>少大</small>	志 <small>少大</small>
鎮守府	將軍	副將軍	軍監	軍曹
太宰府	帥	貳 <small>少大</small>	監 <small>少大</small>	典 <small>少大</small>
國	守 <small>大守</small>	介	掾 <small>少大</small>	目 <small>少大</small>
郡	大領	少領	主政	王帳
家 <small>親王職事三位以上</small>	令	扶	從	書吏
檢非違使	別當	佐 <small>左右</small>	尉 <small>左大右少</small>	志 <small>左大右少</small>
賀茂齋院司 <small>勅解由使</small>	長官	次官	判官	主典

鑄錢司 造寺使 長官 次官 判官 主典

凡内外諸司職掌あるをい職事官といひ。職掌なきを散官といふ。五衛府、軍團及び諸の帶仗者を武官といひ。其餘を文官といふ。在京の諸司を京官といひ。其餘を外官といふ。又長上官番上官の差別ありて。六考八考の選限あり。其官又任するよひ。大納言以上、左右大辨、八省、卿、五衛府、督、彈正、尹、太宰帥と勅任とし。其餘を奏任とし。主政、主帳、家令等と判任とし。舍人、史生、使部、伴部、帳内、

資人等と式部判補とも。解令義

淳仁天皇の天平寶字二年。紀元千四百十八年仲磨大保と

あり。大に官號を改め。太政官と乾政官と。太政

大臣と太師。左大臣を太傅。右大臣を太保。大納言

を御史大夫と。紫微中臺を坤宮官と。中務省

と信部省とし。式部省を文部省とし。治部省と禮

部省とし。民部省を仁部省とし。兵部省を武部省

とし。刑部省と義部省とし。大藏省を節部省とし。

宮内省と智部省とし。彈正臺と糾政臺とも。其他

改むるもの多し。皆仲麻呂の言よりて唐制と

擬せしあり。仲麻呂敗るに及ひて悉舊に復す。

帝重祚し。僧道鏡を寵して法王となす。不及ひ。法

王官職を置く。名分の濫ふること甚し。光仁桓武

兩朝に至りて。悉冗濫の官と省き。治否と審より

て。賞罰を明本續日ます。

清和天皇の時。攝政を置き。宇多天皇の時。關白の

號起り。尔後遂に藤原氏の常職とありしより。三

公の空名と守り。諸司百官の舊規と循守して。故

事と奉行する。小過き以。大寶の制漸壞ふる。政事

抄原

地方官は至りてハ。權貴の家多く莊園と占有するを以て。國司の治むる所。百分の一は過ぎ以。身京師に在り。代官を置きて國務を掌るをハ。國司代といふ。其國司の任は赴らむ。僚屬家人を遣へして事を執らむるといふ。目代といふ。

武家政を執るふ及ひてハ。國司領家まゝ其職と失ひ。封建の勢をなむ。朝廷ハ議奏傳奏を置き。大事ハ武家と合議參決して施行せらむ。これより後。朝廷の官職ハ令内令外と問はむ。概空名は屬せり。職官志

鎌倉幕府の制。源賴朝志を得るは及ひて。朝廷文弱の弊は懲り。簡要を主として制を立て。政所問注所侍所の諸司と置く。其政所と侍所とハ。公卿の家制を襲きしものなり。政所ハ内外の機務を總へて。教令を施行す。執權又後見職と云連署又連判、加判と云及ひ別當、令案主、知家事、執事、寄人等の職を置く。外戚たる北條氏世々之を襲く。又評定衆あり。會同して大事を議定む。其他公事奉行、人あり所謂恩澤奉行、安堵奉行、越訴奉行、評定奉行、諸亭奉行、官途奉行等

ふり引付衆ハ評定衆を補佐して。訟事と沙汰を。
東鑑北條記評定傳武家名目抄

問注所ハ衆庶の訴訟を聽決する所なり。長官を
執事といふ。三善康信より後其家の世職とふり
て。町野太田の兩家互之に補を。まゝ寄人あり。

北條記東鑑

侍所ハ將士を指揮し。非違と檢斷し。決罰の事を
掌り。軍旅の事有る時ハ。機務ハ參預を。以て。
最權勢ある重職とす。別當所司、開闔、寄人等あり。
初め和田義盛別當とふる。執權北條義時和田氏

を排して之に代りしより後。文武の權遂に北條

氏に歸する小至れり。東鑑侍所沙汰篇

六波羅探題ハ。京都警衛の職なり。承久の亂以後。
之を置きて時變に備へ。京畿及ひ關西の政務を

總管せしむ。又北條一門の世職とふる。此にも評
定衆、引付頭、奉行人、問注所執事、寄人、侍所、檢斷所

等あり。概幕府に准む。東鑑大田康有記又大番の職あり。

諸國の武士を徵して禁中を警護せしむ。後又鎌
倉に置き。東國の武士をして之を勤めしむ。東鑑貞永

式目

地方の職まい。西海よ鎮西奉行、九州探題を置き。長門よ中國探題又長門探を置き。東北よ奥州總奉行あり。蝦夷代官あり。而して諸國よを守護。莊園よ地頭と分置も。守護い盜賊と追捕し。罪犯を決罰し。大番と督促もることと掌り。地頭い軍糧を徴収もることと掌る。後世守護の權漸重くかりてい。民政よ關涉し。郡郷よ代官と置きて。租税を聚斂もるふ至れり。東鑑、保曆間記、長門國守護職次第、貞永式目、式日新編追加、武家名目抄、室町幕府の制大抵鎌倉よ本つき。政所、問注所、

侍所と以て、文武の樞機と執る。然れとも又同じうさる所あり。政所の長を管領といふ。職掌鎌倉の執權の如し。執事、寄人、評定衆、式評定衆、之よ屬も。康富記、花營三代、記、武家名目抄、引付頭人い。采地の争訟、租税の抑留等を裁判も。開闔、引付衆等の屬あり。問注所の職員い。略鎌倉よねふ。武政軌範、齋藤親元記、侍所い所司又頭人開闔、寄人等あり。専ら刑法と掌り。追捕警備の事い。之と所司代よ委ねたり。其分職よい。段錢を諸國よ課もるふい。段錢國分

奉行あり外國貿易より唐船奉行あり。市税を掌
るより納錢一衆あり。五山十刹の奉行より禪律
方頭人あり。並に鎌倉幕府よりなき所あり。
地方の職より。關東管領又鎌倉管府を鎌倉に置
きて。關東の庶政を總へ。將軍の一族を補して世
襲し。三執事と置く。初め源賴朝府を鎌倉に開く。
故に探題を兩六波羅に置いて。關西と控制を。足利
氏の時より。南朝尚書と伺ふを以て。府を京都に
開きて之を鎮し。管領を鎌倉に置きて東國を治
めしむ。此時室町將軍を公方といひ。其執事と管

領といひ。關東の權盛かるふ及ひて。亦公方と
稱して。其執事亦管領と稱するに至る。其府職も
亦室町に擬して。評定衆、引付頭人、引付衆、政所、問
注所、侍所等あり。大權遂に分きて海内事多し。其
他の職より九州探題、奥州探題、羽州探題、諸國に
守護、守護代、總領地頭、地頭等あり。
江戸幕府の制。大政の出る所を用部屋といふ。
本城もあり。大老、老中若年寄等此に會同す。
大老人初の家老と稱す。或に置き或に置るを。
老中五初め年寄といふ。後關老ともいふ禁裏院中、宮門

跡、堂上方諸大名等の事を掌る。
若年寄^五旗下諸卒の事を掌る。

奥表右筆あり。諸老は屬して文書を掌る。

大事を裁斷する所を評定所といふ。龍の口より
り。老中、若年寄、寺社奉行、町奉行、勘定奉行等。毎月
式日三度立會日三度を定めて參會し。訴訟を聽
く。大目付目付も臨みて之を監る。奉行等支配下
の訴訟は各其官宅に於て聽斷を。勘定所は殿中
にあり。租賦財用の事を掌る。勘定奉行は初め勘定頭
と稱す。公事方勝手方の

二つに分つ。公事方より評定所留役組頭あり。勝
手方より御殿詰勘定組頭あり。其他屬吏尚多し。
目付所の城中に在り。大目付は老中の耳目と
かりて大名の糾弾を掌り。兼て老中以下諸役人の
非違を監察す。目付は若年寄の耳目とかりて。旗
下諸士の非分非禮を正す。其下は徒目付、小人目
付あり。陪臣以下の非分と糾弾することとを掌る。
寺社奉行は寺社及神官僧侶の事を掌る。吟味物
調役等の職あり之は屬す。

江戸町奉行は府内町人の事を掌る。與力同心之

は屬を、寺社町勘定これを三奉行といふ。並に重職あり。

この他番衛の武職あり。小性番頭、書院番頭、大番頭、以下旗槍弓砲等、各奉行あり。殿中候にて禮儀の事は與る。奏者番、高家、中奥番等の職あり。將軍の近習小仕へて、命令を吐納する。側用人、御用取次、側衆、小性等の職あり。後房を、大奥と稱し、廣敷用人、廣敷番頭等の職あり。凡鷹匠、馬方、船手より。技藝雜職に至るまで、備えらるる所あり。

地方の職は、京都小所司代あり。禁裏を守護して關西を控制し。二條、大坂、駿府は、城代、定番、加番の職を置き。其他要衝都會の公料は屬する。京、大坂、駿府、奈良、伏見等の地は、町奉行あり。長崎、佐渡、堺、山田、日光、浦賀等は、奉行と置き。其他各地は、代官を置きて、貢租斷訟の政を奉行せしむ。凡其措置、前二代を鑒みて宜しきと裁きたれり。内外大小相維持して、二百六十餘年の久しきは傳りぬ。參取、徳川實記、職掌録、柳營勤役録、武鑑、役人帳、殿居囊等大意、維新の始め、有名無實たりし二官八省の實を舉

日本書紀卷之二十一
け。續て歐洲各國の制と斟量し。内閣以下十省を
置きて諸政を總へ掌る。今の制かり。憲法類編、歴
年官等沿革
表、官
報、

位階勲位の事

上古ハ。臣連國造伴造各其職と世襲して。尊卑の
等級おのつらら明らるなり。細なる位
階の制としてハ。あきさりき。推古天皇十一年。十二
年始めて大徳冠以下十二階の位を製せらる。こ
の時ハ位に相當せる色と定め。その色の絶もて
作れる冠を位驗として賜るなり。當時冠位

と稱せり。孝徳天皇大化三年。千三百
七年大織冠以下
七色十三階とし。同五年改めて十九階とす。天智
天皇三年。千三百
十四年新令よりて。大織小織以下
大建小建まで二十六階とす。天武天皇十四年。千
三百
四年爵位六十階と改定し。明大壹位より淨廣
肆まで。十二階を親王諸王の位とし。正大壹より
進廣肆まで。四十八階と諸臣の位とも。皇族と臣
下と位の名稱と別ちたるハ。此時と始めとす。日
本
紀
文武天皇大寶元年。千三百
十一年新令よりて。親王

四階一品より四品に至り。諸王十四階正一位より少初
り從五位下に至る。諸臣三十階正一位より少初
位下小至る。總て四十八階と定む。此時より冠を
賜ふことと停めて位記を賜ふ。令義解續其制
左の如し。

親	王	四階	階
一品	二品	三品	四品
正一位	正一位	正一位	正一位

諸	王	諸	臣	三	十
正二位	正四位上	正五位上	從五位上	正六位上	從七位上
從二位	正四位下	正五位下	從五位下	正六位下	從七位下
以上	以上	以上	以上	以上	以上

階

正八位上	正八位下
從八位上	從八位下
大初位上	大初位下
少初位上	少初位下

以上官ノ判授

位階と官職とい各相當あり。位高くして官卑きハ行と署し。位卑くして官高きハ守と署す。從三位守大納言。正二位行大納言の如し。令義

この位號明治維新まで千年餘を経て變革あり。明治二年正一位より從九位まで十八階を定め。大少初位を合せ。通して二十階とあり。四位以上

と勅任。六位以上を奏任。七位以下を判任とす。因て悉く從來の百官受領と廢を。官位の相當らざるものを行守を記すこと。古法の如し。たゞ判任官ハ相當表あれとも位階を賜ふことあり。推古天皇より明治維新に至るまで。位階の制を改定せしこと總て七回あり。日本紀、令義解、圖書寮記録

初め延喜以降王政衰へ。一條天皇の頃より七位以下を叙すること甚希ありて。遂より正六位上より以下ハ絶えて叙せざることあり。たゞ門閥によれる堂上地下の差の之行をれて。位階の

實用ハ纔小公事節會の座次と。位袍の服色と小止まれるの。光格天皇の時。六位七位の正從上冠位下の階級を再興せしむ。識者稱して美政といふ。當時武家將士の叙位ハ。將軍より奏請して之を賜はる時ハ。奉謝として。物を獻はること定制あり。抑爭亂の世武人私小官名を稱はるもの多し。私位を稱することの亦あり。猶名分の存せし所あり。位階の説位記を作るハ最鄭重の儀あり。文官ハ式部省授け。武官ハ兵部省授く。其書式左の如し。

勅授位記式

中務省

本位姓名 年若干 今授其位

年月日

中務卿位姓名

太政大臣位姓名 大納言加名

式部卿位姓名

奏授の位記ハ。中務省と太政官謹奏し作り。年

若干の下よ其國其郡人の字を加へて。中務卿の位署ふ。判授の位記い。謹奏の字ふく。太政大臣の所よ大納言位姓と署するのふあり。今

後世文飾して其行實と録するものあり。蓋唐制よよれるふり。其式左の如し。延喜式、朝野群載五位已上位記式

某位姓名
仁和二年正月二日無位

中務云々可依前件主者施行

年月甲日

大納言位臣名	中務卿位臣姓名宣	藤原朝臣時平 <small>正五位</small>
大納言位臣名	中務大輔位臣姓名奉	下と可位
中納言位臣名	中務少輔位臣姓名行	記よ曰く
中納言位臣名		中務伯禽封
中納言位臣名		魯辟疆侍中
中納言位臣名		咨爾時平名
中納言位臣名		文之子功臣
中納言位臣名		之嫡及此良
中納言位臣名		辰加汝元服

制書如右請奉
制付外施行謹言

制可

年月乙日

月丙辰時大内記姓名

左中辨名

左大臣位朝臣

右大臣位朝臣

式部卿位名

式部大輔位名

左大辨位名

鳳毛酷似爵

命宜殊可依

前件主者施

行

式の中務云

々といへる

いふる文

と記をこと

あり

告某位姓名奉

制書如右符到奉行

大録名

式部少輔位名

少録名

少録名

年月丁日下

徳川氏の項より至りてハ先宣旨を與へ。後ハ位記を與ふ。位記の體粗右より同一。宣旨の式ハ左の如

し。位記口
宣考

上卿庭田中納言

享保九年三月二日 宣旨

藤原忠義

宜叙從五位下

奉

藏人頭左中辨藤頼胤

大納言

凡て位と叙する時は、中務省其状を録して奏聞し、制可を待て行ふこと古今同一ありといへし

も。任官の方ハ概、口宣にて。只地方官の交替のとき

任符と下されたりき。令義解、延喜式、内局柱礎抄、位記口宣考

維新の後ハ奏任官の概、位と賜ふ例とあり。そ

の式總て官を書さず。その本位勲等氏名のを

書し。若し新叙なる時は只氏名を書き。位記を授

るハ總て太政官に於て。勅授ハ太政大臣奉し。

奏授ハ太政大臣宣し。内閣書記官奉る。十八年太

政官廢せられ。後ハ總て宮内省に於て。勅授

ハ宮内大臣奉し。奏授ハ宮内大臣宣す。今の制か

り。圖書寮記録

勲位ハ。官位の外ハ功と賞して賜ふものあり。大寶元年始めて定めらる。一等より十二等まであり。このうち武勲文績ある人ハ賜えるのこあらと。神社と崇む孝弟力田の者と賞して賜えることあり。令義解、續日本紀、類聚國史、

二十位勲	一等 正三位	二等 從三位
	以上三轉加一等	
三等 正四位	四等 從四位	
五等 正五位	六等 從五位	
以上勲授兩轉加一等		

七等 正六位	八等 從六位
九等 正七位	十等 從七位
十一等 正八位	十二等 從八位
以上奏授每一轉加一等	

維新の後明治八年制して勲等と八級とふし。等毎ニ章標あり。九年大勲章と制定し。十六年叙勲條例を定めらる。勲記の體御名を親署し。たすひ國璽と鈴し。總裁副總裁連署し。賞勲局の印と鈴し。同書記官兩名又その後ハ連署も。これ現行の正式たり。但し勲四等以下ハ御名と署し。たまふ

ことふし。圖書寮 記録

俸祿の事

大化己前ハ。臣連伴造國造の屬各封地部曲田莊等ありて。封建土著の制ふれハ。別ハ俸祿の制と立つるふ及えす。孝徳天皇の朝紀元千三百年新八省百官を置き。部曲田莊悉官ハ収めハ初めて食封俸祿と定められ。大寶己後其法次第ハ備りぬ。日本紀參取食貨志食封ハ親王内親王ハ給ふと品封ハいひ諸王諸臣の三位己上ハ給ふを位封ハいふ。五位己上

よても殊小功ありて給ふるを功封といひ通て封戸と稱を。給額各差等あり。其戸口より納むる田租の半天平十一年給す。及び調庸を得るなり。令義抄拾芥抄

封品		封位	
一品	後八百戸	正一位	後三百二十五戸
二品	後六百五十戸	正二位	後二百五十戸
三品	後四百戸	正三位	後九十八戸
四品	後三百五十戸	從一位	後二百九十五戸
無品	百五十戸	從二位	後百七十八戸
		從三位	後七十五戸

親王以下五位以上は位田あり、獲稻を得、但租を官に輸す。

品	田	位	田	制
一品	八十町			
二品	六十町			
三品	五十町			
四品	四十町			
正一位	八十町	從一位	七十四町	
正二位	六十町	從二位	五十四町	
正三位	四十町	從三位	三十四町	
正四位	廿四町	從四位	二十町	
正五位	十二町	從五位	八町	
女	三分の一を減す	令義	品田	親王内

親王俱に同じ。延喜式

四位五位は又位祿あり。

位祿の制	
正四位	純綿十布 五十端 庸布 三百六十
從四位	純綿八布 四十端 庸布 三百
正五位	純綿六布 三十端 庸布 二百四十
從五位	純綿四布 二十端 庸布 一百八十
女	減半す。故なくして上へさること
二年	なきは給と停む。

六位已下は位田位祿なく、但職事官のものに季祿あり、季祿は一位已下通して賜ふ所あり。

春夏の二季ハ二月上旬ヨ賜ハ。秋冬二季ハ八月
上旬ヨ賜フ。八月ヨリ正月マテハ。上日百廿日ヨ
充タサレハ給セズ。秋冬モ亦同シ。

季		禄	
正從一位	純 匹三十	綿 屯三十	布 端一百
正從二位	純 匹二十	綿 屯二十	布 端八十
正三位	純 匹十四	綿 屯十四	布 端四十
從三位	純 匹十二	綿 屯十二	布 端三十
正四位	純 匹八	綿 屯八	布 端二十
從四位	純 匹七	綿 屯七	布 端十八
正五位	純 匹五	綿 屯五	布 端十二

の		制	
從五位	純 匹四	綿 屯四	布 端十二
正六位	純 匹三	綿 屯三	布 端五
從六位	純 匹三	綿 屯三	布 端四
正七位	純 匹二	綿 屯二	布 端四
從七位	純 匹二	綿 屯二	布 端三
正八位	純 匹一	綿 屯一	布 端三
從八位	純 匹一	綿 屯一	布 端三
大初位	純 匹一	綿 屯一	布 端二
少初位	純 匹一	綿 屯一	布 端二

以上ハ位階ヨツキテ賜ル所ナリ。職事ヨツキ

て賜る俸禄ハ。大臣、大納言ハ職封あり。其収
 入猶位封の如し。又職田又職分田あり。不輸租田
 あり。令義解續日本紀拾芥抄日

封職

太政大臣 後二千五百戸 左右大臣 後二千五百戸
 大納言 後八百戸 中納言 三百戸
 後世令外官ハ内大臣 八百戸
 参議 六十と定めらる抄拾芥
 太政大臣 四十町 左右大臣 三十町
 大納言 二十町
 少納言以下ハこれらの物有ることナ。但在

田職

外官ハ職田又公廨田といふを給むること左
 の如し。

在外官職分田

太宰帥	十町	大貳	六町
少貳	四町	大監	二町
大判事	二町	大正、少判事、大典、博士	一町六段
少典、陰陽師、醫師、少工、 竿師、主船、主厨、防人、佑	一町四段	諸令史	一町
史生	六段		
大國守	二町六段	上國守	二町二段
中國守	二町	大國守	一町六段
上國守	二町	下國守	一町六段
中國掾	一町二段	大上國掾	一町
大上國目		中下國目	

大領	六町	少領	四町
主政	二町		
主帳			

内外の諸司よいまこ公解料あり。其外官よ天
 平十七年千四百年制して。正税を割きて公解稻を
 置き。國の大小よ準し。差を立て、毎年出舉出舉。其
 息利よて官物の欠負未納等を填補し。其餘を國
 司等處分して所得とあす。其處分法ハ。長官六分。
 次官四分。判官三分。主典二分。史生一分。博士醫師
 ハ史生よ準も。續日本紀、延
 又厨料あり。太政官以下の内官よハ厨家といひ。

諸國よハ國厨といふ。管内の公田を賃租し。地子
 を以て官解の雜用よ充つ。令義解、續日本紀、類聚
要器、延喜式、
 又官職位階よ關せと。特よ賜えるものよ功田賜
 田あり。功田ハ。功勞向るものよ賜えるものなり。
 四等あり。大功ハ世々傳領し。上功ハ三世。中功ハ
 二世。下功ハ子よ傳ふ。大功ハ謀叛己上。又ハ八虐
 除名の罪犯なりてハ没収することあし。戦功又
 律令修撰の功等ありて功田を賜りしものあり。
 文武の功ともよ賜へるあり。令義解、續日本紀、

賜田ハ。別勅賜田ともいふ。特旨を以て賜はるなり。田ハ限らざる或ハ林野牧場など賜はることも有り。文武帝の時。僧法蓮醫術を善しければ。豊前の野四十町を賜ひ。元明帝の時。伊勢守大宅金弓。尾張守佐伯大麻呂。美濃守笠麻呂等地方官よて功績ありとて。本國の田十町つゝ賜はりし類なり。續日本紀又帳内資人事力と稱するものあり。いつれも官給の人なり。親王は給ふと。帳内といひ。五位以上の諸臣は給ふと。資人といひ。在外官は給ふと。事

力といふ。まゝ妃夫人嬪も給ふ。大納言以上職はつきて給はると。職分資人といひ。位はつきて給はるといふ。位分資人といふ。おのゝく人貞は差等あり。在外官の職分田ハ。皆事力を用ひて耕種せしむ。令義解令集解まゝ皇親年十三以上のものふ。時服を給ふ。後諸司の官人も給ふこととなり。皇親のといふ王祿といへり。これハ上日の數より給ふことおれ。文官武官は長上番上等より給ふ。其差等あり。この外節祿とて。節會の時臨時は給

ふもの馬料として養馬料も給ふものあり。紀、續日本
三代格、令義
解、類聚國史、

大寶より延暦の頃までの禄制。ほく右の如くありし。朝廷冗官多く府帑乏しくなりし後。其制もやゝ紊れたり。平城天皇の大同三年。紀元一
千四百
六十年諸司を併省せし故。前制を革められ。要劇料として。もと要劇の官のとも賜はりし俸錢と。此に至りて普く諸司も賜ひ。又時服馬料とも普く衆司も給はるることなれり。日本後紀、類聚
三代格、延喜式、其衛士仕丁等の類も給はるよ。大糧あり。月毎

よ白米鹽醬等を給はる。初めこれを月料といひし。内親王妃夫人女御等も給はるることなれり。衛士仕丁等も給はるものよ。大糧と分ちいへり。令義解、
延喜式、

紀元千七百年代より後。權門勢家争て莊園を立て。封戸の制行はれず。諸國の貢調ハ年を逐ひて減耗せり。是よ於て年給といふことあり。内給院宮の給。及び親王公卿女官等も給はるものあり。いつれも諸國の介、椽、目、史生等と。毎年の除目よ申し請ひて任し。其俸料と得るをいふなり。三代
實錄、

江次第、後世年官年爵といふもの此は始まる。職原
抄朝家漸衰ふる小及ひて。公事の中ふハ正月の
給女王祿。二月の位祿定。十月の大糧申文等。その
名と存をといへとも。官庫給をるものなく。位祿
王祿の如きも。年を経て行ふこと能はず。崇徳天
皇の時及ひてハ。朝臣皆月俸を預らむ。それよ
り後ハ諸の祿法を絶えて行われず。政事要畧、木朝文粹、
續本朝文粹、公事根源、食貨志、
鎌倉室町の時ハ。世官世祿なれとも。其官職あるものハ特ニ恩給あるへけれとも。其制傳とら

す。徳川氏に至りてハ。初め旗下の士職吏とかり
て昇進をる毎ニ。祿も隨て増し給はりし。延寶
中紀元二十三年始めて役料を給む。各職役より
て差等あり。されと世祿の多少を論せず加へた
まふ。享保中二十三年至りて。職は従て祿額を
定めらる。これを役高といへり。世祿の數額を滿
つるものハ加給せず。柳營秘鑑、御役料定書、徳川禁令考、
維新後世祿を廢し。官吏たるものハ。其等級より
りて俸祿の制を定めらる。官等沿革表、
律令格式の事

支那に於て。古來天下を治むるは四の法典あり。律令格式といふ。令は萬事の定例を示すもの。格式は勸誡を本とし。格は時を量りてその宜しきと裁するもの。式は法令の闕遺を補ふもの。而して律は法に違ひ罪を犯すものを罰すへき刑書にして。懲肅を以て本とせり。此四書は隋を經。唐ふいたりて全く備はりしものなり。大學衍義補本朝文粹制度通本邦の古に於ても。天下を治むるは法あらすといふことなし。然れとも上古簡樸の世より。風俗慣習を本とし。時は隨て量定しつれは。成文の法

典あることなし。推古天皇の十年。紀元千二百六十二年皇太子厩戸之つゝら憲法十七條を作られ。國家の制法これより生まれり。然れとも未備はれるものよりあらず。日本紀本朝文粹弘仁格式天智天皇元年。紀元千三百二十七年大織冠中臣鎌足等よ詔し。唐制を准して始めて律令を定めしめ。孝徳天皇の朝の舊章と損益して。略條例を立てらる。天武天皇の時。更に判定全備し。持統天皇の三年。天智元年より、中二諸司は頒布せらる。此令を近江令といふ。凡二十二卷あり。今傳はらす。律の事

織冠傳、弘仁格式、大

文武天皇四年。持統三年より、刑部親王藤原不比等をして重ねて律令と撰定せしめ。翌大寶元年修撰の功成りて。二年天下に施行せらる。近江令を准正として増損せられしものなり。これを大寶の律令といふ。令十一卷、律六卷あり。續日本紀、弘仁格式、元正天皇の養老二年。大寶元年より、まゝ藤原不比等より勅して令律を刊修して各十巻とあすこれを養老の律令といふ。今も傳ふるものあり。此より大寶の撰とい。古律古令又前と稱せり。續日本紀

弘仁格式、政事要略、貞永式目鈔、此後桓武天皇の延暦十年。律令二十四條を刪定し。同十六年令格四十五條を刪定したれとも。其大體ハ大寶の制定よりりて。文章條數の増減をふしのみあり。日本後紀、類聚國史、參取令三

律十卷十二篇。其目左の如し。

- 名例 衛禁 職制 戸婚 厩庫 擅興
- 賊盜 鬪訟 詐偽 雜律 捕亡 斷獄

令十卷三十篇。其目左の如し。
官位 職負 後宮職負 東宮職負 家令職負

神祇	僧尼	戸	田	賦役	學	選叙
繼嗣	考課	祿	宮衛	軍防	儀制	衣服
營繕	公式	倉庫	厩牧	醫疾	假寧	
喪葬	關市	捕亡	獄	雜		

律ハ亂世ニ亡逸シテ。今僅ニ名例、衛禁、職制、賊盜の四篇と存シ。今も倉庫、醫疾の二篇と失へり。

格式ハ制令の後時々勅裁行りて下されしものありつれと。未成典といふらるり。平城天皇の朝。千四百年代格式の編輯あり。政道尚

關る所ありとて。左大臣藤原内麻呂、參議菅根真道等ニ詔して撰定せしめらる。然れとも未成らずして晏駕せさせたまへり。嵯峨天皇重ねて大納言藤原冬嗣等ニ詔して續修せしめられ。大寶元年より弘仁十年までを集めて。式四十卷、格十卷とす。これを弘仁格式といふ。十一年四月より施行も。

清和天皇の朝。紀元千五百といたり。時の五代と歷年ハ六旬を重ねし。自ら沿革あるを以て。右大臣藤原良相等ニ詔し。舊格ニ因りて新符を

緝めしめられしも。成功遅うりし。大納言藤原氏宗等重ねて旨と受けて。弘仁十一年より貞観十年までを集めて。格十二卷式二十卷とふす。これを貞観格式といふ。

醍醐天皇の朝。千五百六十年代。左大臣藤原時平等の勅

して。貞観十一年より延喜七年までと續集せしめ。格十二卷式五十卷となす。これを延喜格式といふ。

本朝文粹。延喜格の目左の如し。

延喜格の目左の如し。

卷一 中神祇 卷二 式部 卷三 式部 卷四 治部

卷五 治部 卷六 民部 卷七 民部 卷八 兵部

卷九 刑部、大藏、官、職、卷十 雜、臨時格上、臨時格下

延喜式の目左の如し。

卷一 神祇 卷二 神祇 卷三 神祇 卷四 神祇

卷五 神祇 卷六 神祇 卷七 神祇 卷八 神祇

卷九 神祇 卷十 神祇 卷十一 神祇 卷十二 神祇

卷十三 神祇 卷十四 神祇 卷十五 神祇 卷十六 神祇

卷十七 神祇 卷十八 神祇 卷十九 神祇 卷二十 神祇

卷二十一 神祇 卷二十二 神祇 卷二十三 神祇 卷二十四 神祇

卷二十五 神祇 卷二十六 神祇 卷二十七 神祇 卷二十八 神祇

卷二十九 神祇 卷三十 神祇 卷三十一 神祇 卷三十二 神祇

卷三十三 神祇 卷三十四 神祇 卷三十五 神祇 卷三十六 神祇

卷三十七 神祇 卷三十八 神祇 卷三十九 神祇 卷四十 神祇

日本書紀通 卷二 四十四

上卅三 大膳 卅四 木工 卅五 大炊 卅六 主殿 卅七 典藥 卅八
部 卅九 内膳 四十 造酒 采水 四十一 正彈 四十二 京東
西市 四十三 春宮 四十四 勘解 四十五 近衛 四十六 左右
門衛 四十七 兵衛 四十八 馬左右 四十九 兵庫 五十 式雜
 三代の格今亡逸して存せず。中古三代の格を
 巧ませ、事よりて類聚したる類聚三代格三
 十二卷ありしを。これも過半亡佚して。今僅ま
 存す。式いたし、延喜式の之全く存せり。
 此四部の法典は、王朝の盛時は列朝遵行し來り
 しも、皇室式微ありし頃より、漸行をれを。鎌倉

幕府の頃、明法博士坂上兼明、律令格式の要を摘
 み、法曹至要抄を撰して、罪科、禁制、賣買、出舉、借物、
 質物、預物、荒地、雜事、處分、喪服、服暇、雜穢の十三條
 と分ちて、時宜の便とふせり。然れとも幕府より
 時より貞永式目の撰ありて専ら之を行ふ。紀元千
 年十二 後又建武中、建武式目の撰あり。いづれも
 追加あり。猶令の格あるが如し。戰國割據の世に
 諸家各其家法と説く。これを壁書若くは百箇
 條と稱す。法曹至要抄、仁和寺書目、貞永式目、式目
 内家壁書、武田信玄、百ヶ條、長徳川幕府よりいたり。
 曾我部元親、百ヶ條、大意

公武の諸法度等。法制見るべきものありといへとも。成典と急よせし。將軍吉宗始めて公事方定書と定められたれとも。たゞ、刑律の書よして、令格式又準すへきものい。未備いらさりしあり。公事方定書、仰高録。明治維新の後い。初め、明清の制ふよりて律の書ありしとい。一とも。未令格式よい及てれす。後歐米諸邦の制を採用するふ及ひてい。諸法もまた専ら歐洲の法典又準據せられて。刑法治罪法成り。民法商法等の成典漸備いらむとん。これ又

古今の變なり。

刑法の事

太古の時罪犯あるものを罰するに。收贖解除の法あり。素戔嗚尊罪を天照太神又得し時。千座置戸を科せ。其爪髪と抜きて罪と贖をしめ。天兒屋命として解除の祝詞を宣して。根國又逐はしめらる。日本紀。太祖統一の後。天兒屋命の裔世々國民の犯せる罪と解除を掌る。其罪名又天罪國罪の稱あり。古語拾遺。當時の俗。大抵恬靜質直よして盜竊せむ。争訟少く。婦女い淫せし妬せ

す。罪の輕きハ其妻子と沒收し。重きハ門戸を減
そのミ。後漢書、魏志、然れとも其許すへらさる
晋書、北史、ものあるときハ。間苛刑を用ふることあり。履中
天皇の朝ハ墨刑あり。顯宗天皇の朝ハ懲役あり。
雄略天皇の朝ハ左降除名沒收焚殺等の刑あり。
允恭天皇の朝ハ流刑あり。崇峻天皇の朝ハ梟刑
あり。其争訟と斷するハ盟神探湯あり。塗と釜
中ハ沸騰せしめ手して探らしめて其曲直を決
す。これ古來の慣法なり。然れとも疑獄の時ハあ
らされし用ふることなし。
日本紀、古事
記、古語拾遺、

當時法律簡易。大抵殺人強盜姦淫すれハ死罪。竊
盜ハ贓物を謀りて贖ハしめ。財をけれハ身と沒
して奴とふし。其他ハ輕重ハ從ひて。流罪杖罪の
類ハ處まると過きん。
北史、隋書、
推古天皇十二年。肇て憲法十七條と定め。
日本書紀、
八年制して曰く。君后ハ不忠ハ考妣ハ不孝ふる
ものあらハ必告げよ。若隱さハ同しく其罪ハ處
し。重く刑法と科せむと。成文の法と立つること
此ハ始まる。
舊事紀、
天智天武の兩朝を経て。文武天
皇の朝大寶律を刊脩する。小至りて刑法備ふる。

其刑五あり。五罪といふ。凡二十等とふす。

笞罪 十より五十まで五等あり。

杖罪 六十より百まで五等あり。

徒罪 一年より三年まで五等あり。

流罪 近中遠の三等あり。

死罪 絞斬の二等あり。

八虐あり。犯を者ハ常赦も原さず。應議も減

せも。以て君臣父子の分と嚴ます。

謀反 謀大逆 謀叛 惡逆 不道

大不敬 不孝 不義

議請減贖の典あり。親故と親トシ老少と恤むの
誼と著す。議といハ六議あり。一ハ官位三半ハ官

議親 議故 議賢 議能 議功 議貴

六議の人死罪と犯も時ハ其罪状及應議の由を

條録して奏聞し。議定奏裁と待つことを得。應議

者の祖父母父母等。若くハ五位及ハ勲四等以上

の死罪と犯も者ハ此の如く決斷をへき由と上

請も是を請といふ。並ハ流罪以下一等と減す。

ことと得。七位勲六等以上。及ハ官位勲位得請者

の祖父母。父母妻子孫の流罪以下と犯も者ハ各

一等を減することを得。これと減といふ。應議請減者。及ひ八位勲十二等の流罪已下を犯す者。又年七十以上十六以下。及ひ廢疾の者流罪以下を犯す者等。並に贖を聽さる。此と議請減贖の法といふ。

官當、免所居官、免官、除名の法あり。官人を優卹し過失と原諒する所以なり。

官當 官人私罪を犯し。官を以て徒に當つる時は。一品以下三位以上の官徒三年に當つ。五位以上の徒二年。六位已下の徒一年に

當る。若公罪ならハ各一年を加ふ。是と官當といふ。

免所居官 先居る所の一官を解くあり。官當免所居官。とも一年の後。先位より一等降して叙せらる。

免官 先居る所の官位勲位を解くあり。三年の後。先位より二等降して叙せらる。

除名 官位勲位悉除き。課役本色より従ふ。六年の後。先位より二等降して叙せらる。律疏參取法曹

至要抄

聖武天皇神龜二年。紀元千三百詔して死者復生
く可らざるを恤ませたまひ。死罪をい流す。流罪
をい徒罪を爲しけれ。此後大辟の罪も大抵流
罪を處せられ。且大赦常赦曲赦等の詔屢下りし
り。寛典の流弊益甚しくなりぬ。續日本紀
光仁天皇の寶龜以後。紀元千四百刑法稍峻嚴
よして放火盜賊をい衆中よ格殺するよ至り。死
罪の中新よ格殺の刑を増せり。法曹至要抄華山
天皇の寛和中。紀元千六百よ至りて。又梟首の刑
を増す。日本紀此時朝政漸弛ひ。刑法嚴を加ふとい

つとも亦行われざる所あり。藤原伊周其弟隆家
の華山上皇を射奉りしよも、其罪僅よ流す止ま
り。幾もふくて本位よ復したるなとの事さへあ
りしり。叛亂の徒を制すつきやうもふく。武人
い地方を横領し。盜賊い京師よ縱行し。朝權遂よ
武門よ歸するよ至れり。參取榮花物語古事談、
保元物語等大意
鎌倉より後。武人權を執るふ及ひて。古律よ出
入してま。時宜の斟酌あり。其刑と立つるよ四
種あり。
禁獄 獄よ繫き限満ちて、放還するもの。

追放 本籍と削りて。他方は放逐するもの。

流罪 近中遠の三等あること古は同じ。

死罪 斬梟首磔。及び三族の差等あり。

文臣は左の五罪あり。

召籠 官衙は拘留を日限は差等あり。

召怠状 待罪書を徴し。家は屏居せしむ。

勅勘 門扉を鎖して。出入を許さぬ。

解官 本官或は兼官と免するものあり。

除籍 官位と褫奪して。庶人とするもの。

武臣は又左の五罪あり。

召禁 文官の召籠の如し。

過怠 祠寺橋梁等の修理料を出さしむるもの。

改易所職 解官の如し。

永不召仕 除籍の如し。

召放所領 所領の一所或は其幾分を奪ふ。

庶人は別小閏刑あり。

剃半鬘 鬘髪の一部を剃除するもの。

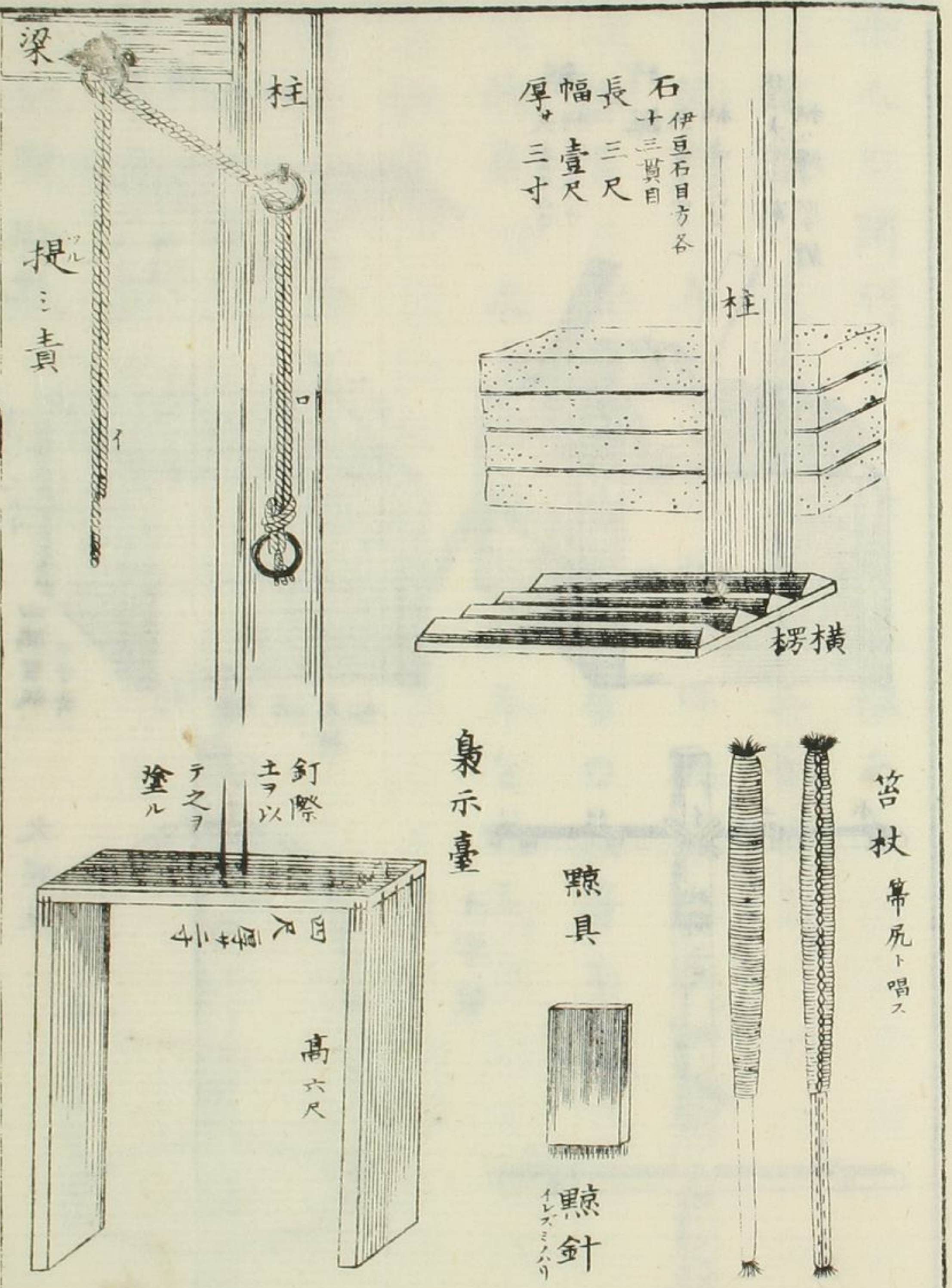
焼印 火印と面部は烙記するもの。

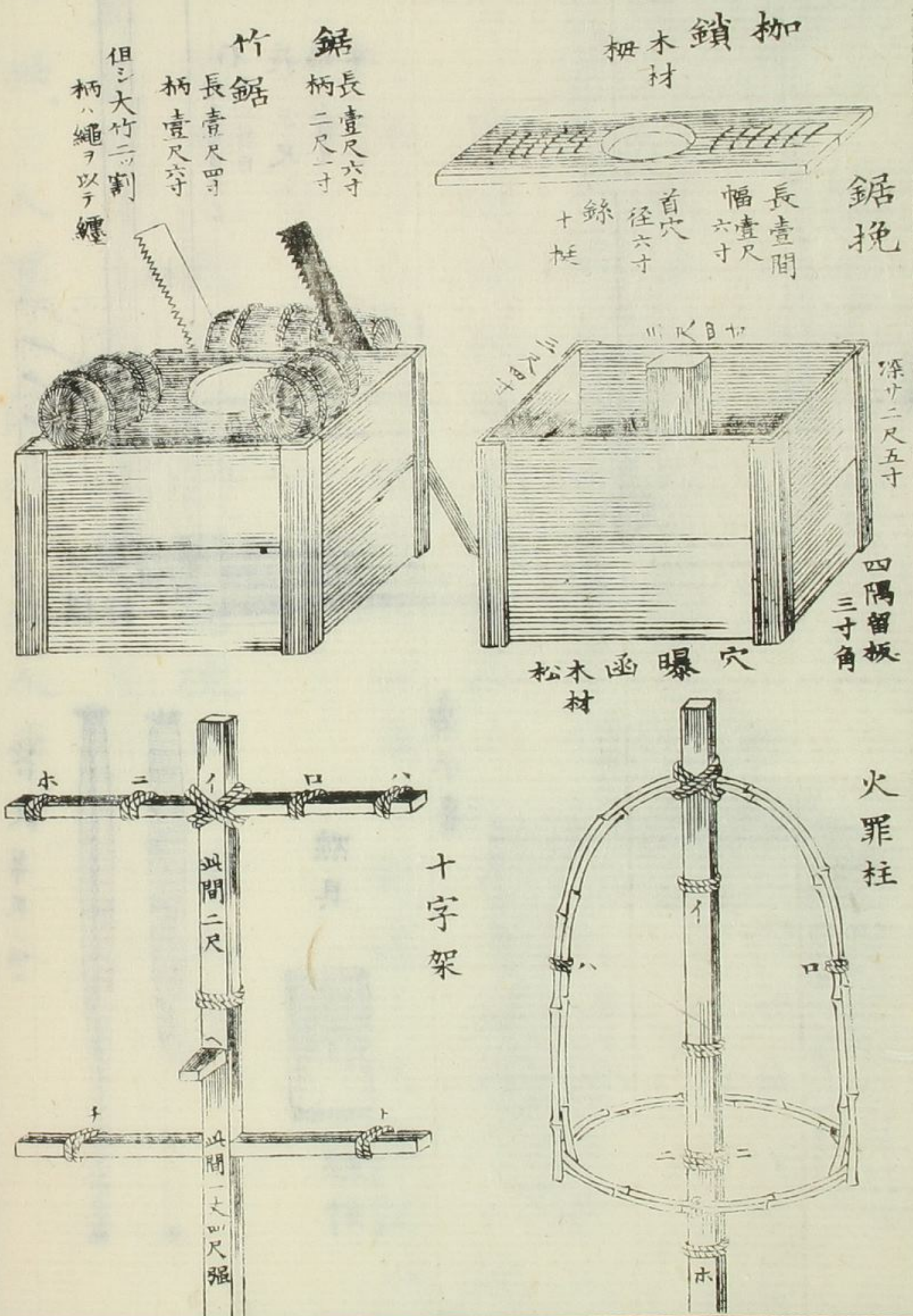
闕所 田宅財産を官は没入するもの。

徳川氏の時に至りては、沿革あり。



敲 輕敲 其數五十 重敲 其數一百の二等あり。
 追放 所拂江戸拂江戸十里四方拂、輕追放、中
 追放、重追放の六等あり。
 遠島 伊豆、七島、薩摩、五島、肥前、天草、隱岐、壹岐
 等便宜放流す。其無籍の犯徒の尚再犯の嫌
 あるものい。佐渡及佃島に發遣して苦使せ
 しむ。
 死罪 斬、火、獄門、磔、鋸挽の五等あり。
 其屬罪より左の四種あり。
 晒、入墨、關所、非人手下。





士人の閏刑より左の五種あり。遠慮、慎、逼塞の三等あり。閉門、五十日、百日の二等あり。蟄居、隠居、永隠居の差等あり。改易、永く土籍を削るをいふ。切腹。僧徒より左の閏刑あり。晒、追院、構、一等あり。宗構の婦女より左の閏刑あり。剃髮、奴。

庶人より左の閏刑あり。

呵責 過料 戸閉 手鎖

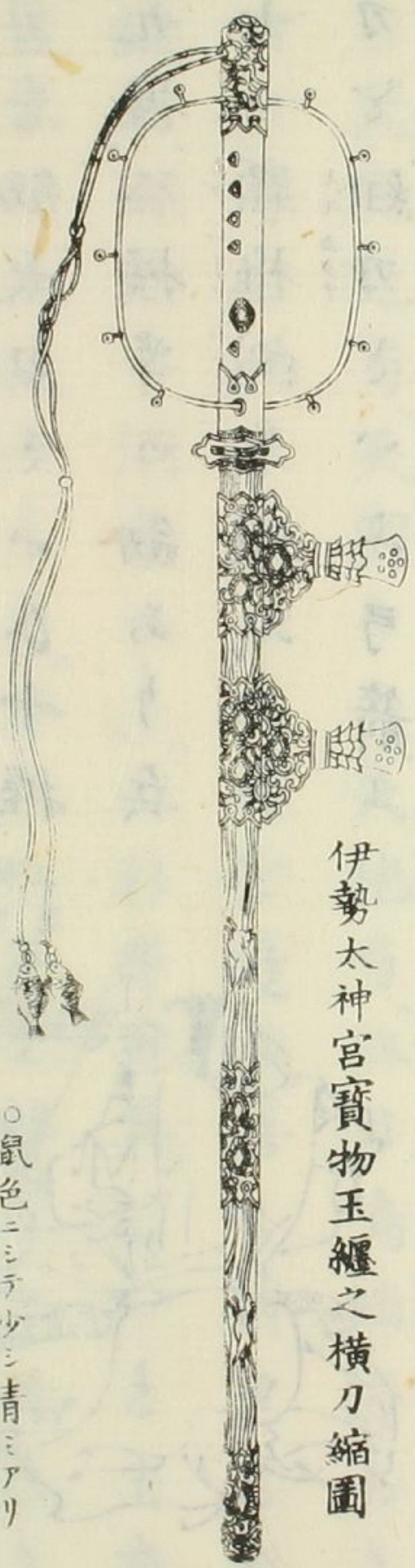
明治の初。新律綱領を定められし時より。五刑の
目と立て、笞杖徒流死とし。各贖金の法あり。其
閏刑より。謹慎、閉門、禁錮、邊戍、自裁の五とし。官吏
の公罪私罪と別ち。僧徒婦女老少廢疾より別よ
其制あり。改定律例と裁するふ及びして。正刑と
懲役死刑となく。華族より別よ贖罪の法と立て
たり。其他官吏の公私罪。僧徒婦女の閏刑より。尚前
律より因りて増損する所あり。後刑法と布くよ及

ひていまと大よ面目を改めらる。参取東鑑、貞永
式目、公事方御
定書、新律綱領、改定。
律例、刑法篇等大意。

兵制の事

本邦古より武と以て國を建てしより。尚武の象
既よ太古よ著る。伊弉諾尊伊弉冉尊天瓊矛を執
りて大八洲を經畫したまひ。大己貴命廣矛を杖
つきて中國を平定せしより。細矛千足國の稱あり。
天孫の下土よ降臨したまひし時二田造大庭
造等五人伴領として二十五部の物部を率ゐる皆
兵仗を帶ひて從ひ。天押日命天津久米命も又弓

矢を執りて前列ふ立くり。兵制の起原始めて此
見ゆ。日本紀古事記
旧事紀姓氏錄
神武天皇中國を平定したまふり及ひて。道臣命
ハ大伴部の兵と掌り。大久米命ハ來目部の兵と
掌る。此後ミな世職にて。禁軍と督一宮門と衛護
せり。可美真手命も亦天物部の兵と掌る。其孫世
々大連とありて。兵刑の事ニ與る。かく武宮の家
自定まりて。世職たりといへとも。大事あるふ
及ひてハ。天皇皇族自その元帥とありて。膺懲の
典と擧げたまふ。此と以て軍國の權曾て移らぬ。



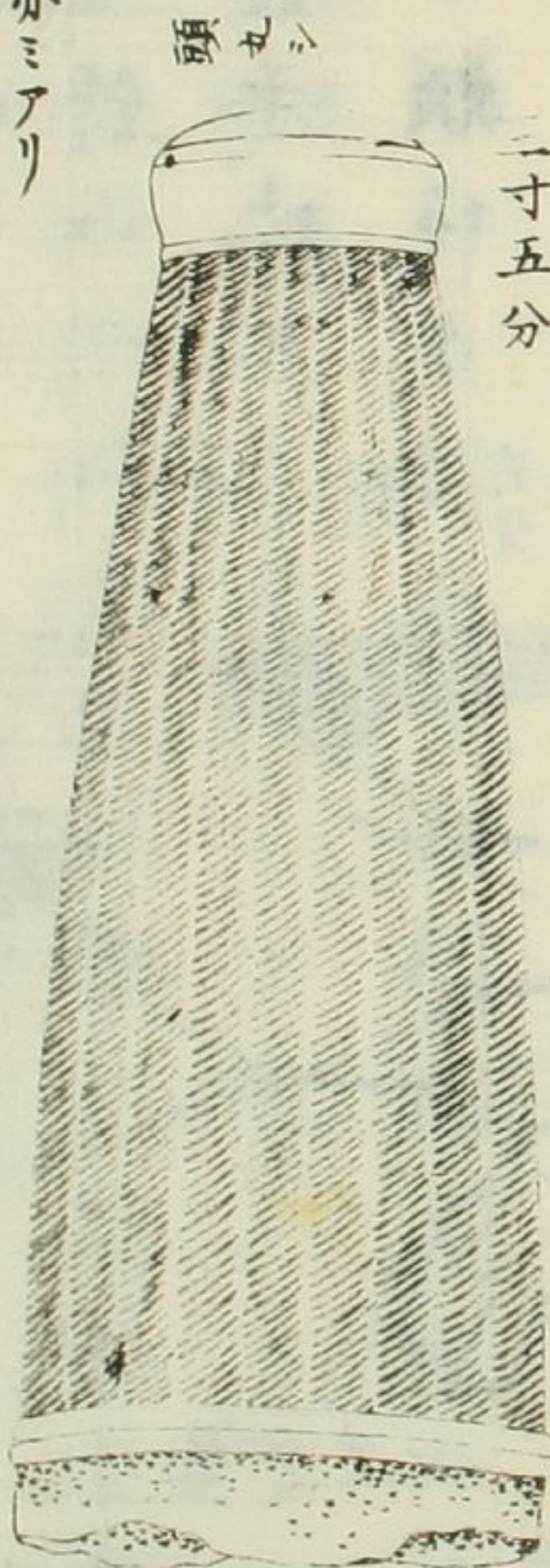
伊勢太神宮寶物玉纏之横刀縮圖

二寸五分

鼠色ニミテ少シ青ミアリ

神代兵器

七寸 鼠色少シ赤ミアリ



此アタリ圍一寸八分許全體ヒラミナリ

兵威顯赫ふして内外臣

服覬覦と懐くものあら

り古事記日本紀舊事紀古語拾遺職原抄

其兵器ハ矛、刀、弓、箭あり。

矛ハ三刃矛、嚴矛、比々

羅木の八尋矛の類あり。

刀を劔太刀といひ十握、

九握、八握等の劔あり。兵

士ハ頭椎劔と佩ふ。其小

刀と紐刀といふ。弓箭前賢故實

天鹿兒弓、天羽々矢、天拖弓、八目鳴鏑等あり。上

古ハ専ら丸木と以て弓と造る。善く射るものハ

鏡盾、缺的を洞す。これ等の具いつきも本邦

古來の長技なり。外人の毎々驚き、所たり。神

功皇后の時始めて弩の制あり。勁利比ぶもの日本紀古事記萬葉集

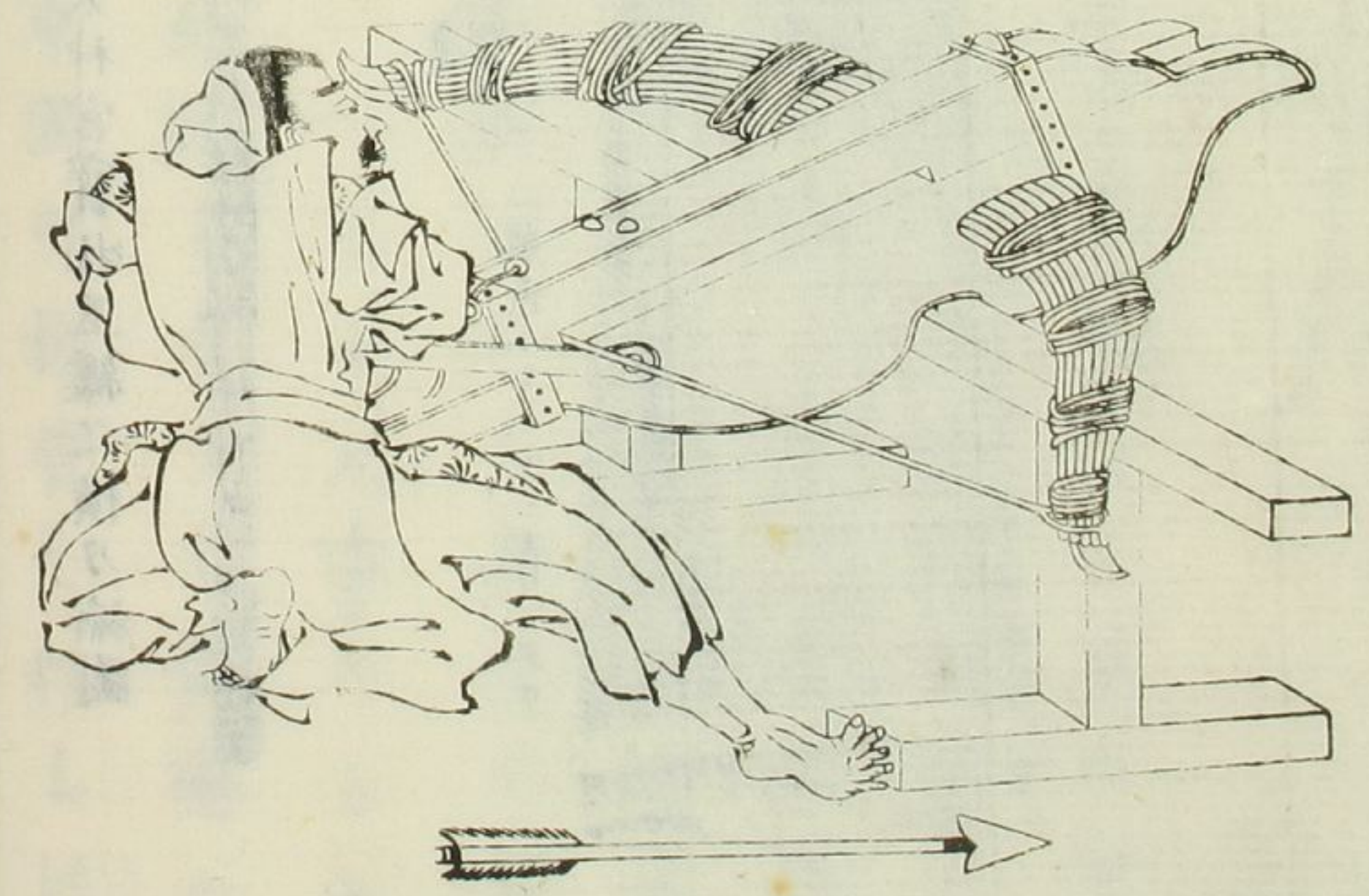
天武天皇の朝紀元千三百四十年代諸國ニ詔して陣法を

習せしめ。又文武官ハ務めて兵を用ひ。馬ニ騎る

ことを習せしめ。其兵を充足せしめ。馬ハるもの

ハ騎兵とふし。馬なきものハ歩兵とふし。皆精練

弩の圖前賢故實



して徴發も應せしむ。若急るものい決罰し。熟練のものい死罪を犯すとも減等せらるることあり。

日本紀

大寶以後。兵部省天下の兵政を總掌す。徴兵の法。諸國人民男子たる者二十歳よりを正丁とし。以て六十歳に至る。毎年六月三十日以前。京國の官司其所部人民の家口年紀を檢注し。帳と造りて八月三十日以前は太政官に申送を。其人民丁より老より入り。中男より正丁に登るべき者。及び廢疾等の課役を免るべき者。國司親其形貌を檢

一若奸欺あるものい事に隨て檢定して。これと帳籍に記入す。其兵士を徴發するものい。三丁毎に一丁と取るを準とし。一國の丁と通算して其三分の一を取るあり。其點差する所の者と兵士といふなり。

其徴發を免るべき者い左の如し。

皇親。三位已上の父祖兄弟子孫。五位已上の父子。八位以上の嫡子。内外初位已上の官人。舍人。史生。伴部。使部。兵衛。近衛。仕丁。帳内。資人。事力。驛長。烽長。勲位八等以上。雜戶品部。郡の主政。主帳。牧の長帳。

驛子。烽子。牧子。國博士。醫師。諸學生。貢人。得第せる者。里長。侍丁。及ひ六十六以上の老人。廢疾篤疾の人。孝子。順孫。義夫。節婦。閭門を表する者。及ひ其同籍の人。兵士。差科の法。白丁の差役。も齊しく。富強と先ふして貧弱を後より。多丁と先よりして少丁を後より。國司其名簿と檢して。順次之と發遣上番せしむることあり。令義

禁内と警衛とるふ六衛府あり。近衛は常ふ天子の親衛とふり。其兵は六衛府の子弟と取り。大將。中將。少將。將監。將曹等ありて之と率る。いづれ

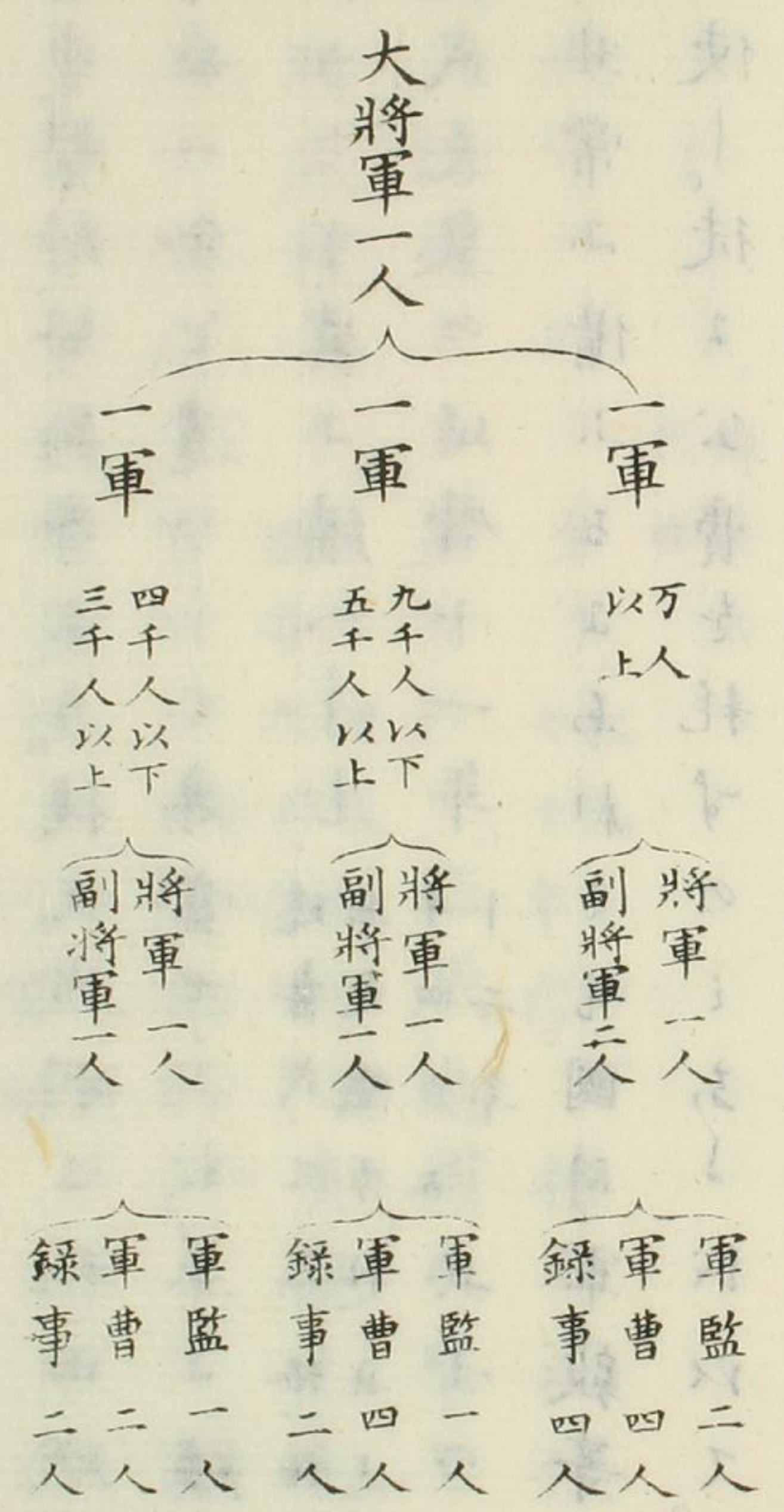
も其任を重くす。衛門。兵衛をいひ。外衛といひ。諸國徵發の兵士と取る。督。大少佐。大少尉。大少志等ありて之と率るなり。六衛の兵員大凡二千七百四十餘人あり。續日本後紀。令義。解職原抄。延喜式。

初め大寶の制より。衛門。左右衛士。左右兵衛の五府ありし。後中衛。近衛。外衛と増して八府とふ。其後より沿革して弘仁三年より始て左右近衛。左右衛門。左右兵衛の名定り。これと六衛府と稱することあり。職原抄。全標注。

諸國より大抵五六郡毎に一軍團を置く。其職員

兵數大少ふよりて等しうくは。大毅一人少毅二人
 人よて一千人と領す。六百人以上ふらハ大毅少
 毅各一人。五百人以下ふらハ毅一人あり。二百人
 毎ニ校尉一人。百人毎ニ旅師一人。五十人毎ニ隊
 正一人あり。十人と火とし。五人と伍とす。主帥統
 領して參雜せさらしむ。一火毎ニ軍器を備へ。六
 駄馬と養ひ。兵士一人毎ニ胡籙、太刀、刀子、及糧鹽
 等を備へしめて。常に庫中ニ貯ふ。今義解參取三代格出雲風土
 其征討の役あるときハ。更に軍隊と編成す。軍は

三等あり。三軍を統ふる。小ト將軍あり。



西海ヨハ太宰府を置きて。外蕃を控制し。防人司
 ありて。防人の戎具教閲を掌る。防人ハ諸國の兵
 士と取り。三年と限りて交替せしめ。以て邊警ふ

備ふるものあり。令義其他陸奥、出羽、佐渡、對馬、壹
岐とい邊要の國とふし。殊に警備と嚴ふせり。陸
奥より鎮守府と置きて。蝦夷と鎮壓し。將軍、軍監、
軍曹、醫師、弩師等あり。後又出羽に秋田城と置き。
守若ハ介と遣はして專當せしむ。並に鎮兵、兵士
ありて。不虞に備へしむ。延喜式、三代格、類聚、國史、職原抄、兵志、
桓武天皇の延暦十一年千四百五十二年兵士の設けも
と非常に備ふるよあれども。國司、軍毅等兵士と
役使し。徒に公費を耗すのこあるを以て。勅して
諸國の兵士と停廢せらる。唯陸奥、出羽、佐渡、及ひ

太宰府の邊要の地かれの。舊に依りて配置せし
められし。類聚三、代格
平城帝の時に至り。紀元千四百七十年代檢非違使を置き。
後又諸國にも置かれて。盜賊追捕の事を掌らし
め。漸威權あり。後の押領使、守護、貞觀より後、諸國
の兵士衛府の官いつれも尪弱ふして。用ふ中ら
ざりし。三代格、三、此は於て禁中
ふに瀧口武者、東宮より帶刀院より北面の士と
置き。源平の武士を以て宿衛の職とあす。これよ
り後武門遂に勢を得て。朝廷に兵馬の權と失へ

り。職原抄、尊卑分脈、拾芥抄、

當時の兵器は刀劍弓矢の外、槍あり薙刀あり。衛士の隔日は刀槍を用ふることを習ふ。又鎌槍、鯨尾槍あり。元弘建武の頃はいたりては、一丈の槍を用ふるものあり。令義解、三代實録、太平記、弓矢も亦いよく精しくあり。源平二氏勢ある頃には、最弓馬の二つを重くし、強きものは五人張十五束ふると用ふるに至る。刀劍も良工輩出して、いよく銳利と加へしあり。武将はこれを收めて傳家の重器とふす。其長短大小亦齊なり。建武中はい

たりては、六尺四尺若くは七尺の大刀を佩くものありき。東鑑、平家物語、太平記、承久記、後三年合戦繪卷、

そも古ハ牧畜の業盛にして、武士ハ大抵良馬を畜へしあり。ば、軍事といへば多くハ騎馬を飼ふ。元弘建武以後、牧畜おとろへて歩戦盛なり。ては、兵器の沿革せるものも少くむ。延喜式、盛衰記、

鎌倉幕府封建を以て制を立つるに及ひてハ、家人郎等いつまも譜第の世襲にて、一職として武人なりぬ。いふに、軍務を總べ兵機を司るハ侍所別當及び所司なり。京都ふを大番を徴し

て番衛せしめ。諸國の大小名も幕府も葵向し
 て。しきりも兵武を修めしむ。承久の亂も朝廷
 の徵發も應せしものハ。六万人も過きしむ。し
 とも。北條泰時單騎もして鎌倉を發せし時ハ。
 關東の兵士集るもの忽も十九万人も及へり。以
 て兵制の備えれしを見し。東鑑、承久記、參室
 町の時ほ、こゝも據りてまゝ損益ありといハ一
 とも。其代を終るまで争亂已む時なく。應仁以後
 といたりて威令遂も行えれも。兵制見ると足る
 ものなし。太平記、應仁記、後鑑、江戸幕府の制。將軍親征をれ

ハ諸大名皆従ふ。老中ハ方面の將とありて大名
 と指揮し。若年寄ハ旗下の將とあり。大番頭ハ先
 鋒となり。先手弓銃頭之も屬も。書院番、小姓組、新
 番、小十人、歩士等ハ將軍自率て親衛とす。大目
 付、目付ハ老中若年寄の指揮を監し。使番傳令と
 掌る。大凡幕下の騎士千七百六十人。番頭組頭百
 二十人。歩從の士八百三十五人。頭三十一人。組頭
 六十二人。與力三百二十人。卒四百四十人。弓銃旗
 卒三千二百三十人。其將長六十一人。與力三百十
 二人。その陪卒と合とれハ凡十万人も過く。而し

て諸大名は其封額よりて軍役を課すること
差あり。大抵一万石の軍役兵四百人と出すと法

とも。國史徳川實紀、
参取安政紀事

明治の初め。王政古は復し。二年兵部省と置き。卿
輔已下の職ありし。後革めて陸軍海軍の二省
とし。又参謀本部と置く。その徴兵法も屢更正せ
られて兵農分れし。國民すべて服役の義務あり。
全國は六師團を配置し分ちて十二旅團とし。又
大隊區警備隊區に分てり。操練の法造兵の技
これを歐米は参斟して。我武用て張るよいたま

り。明治史要、
國勢一斑

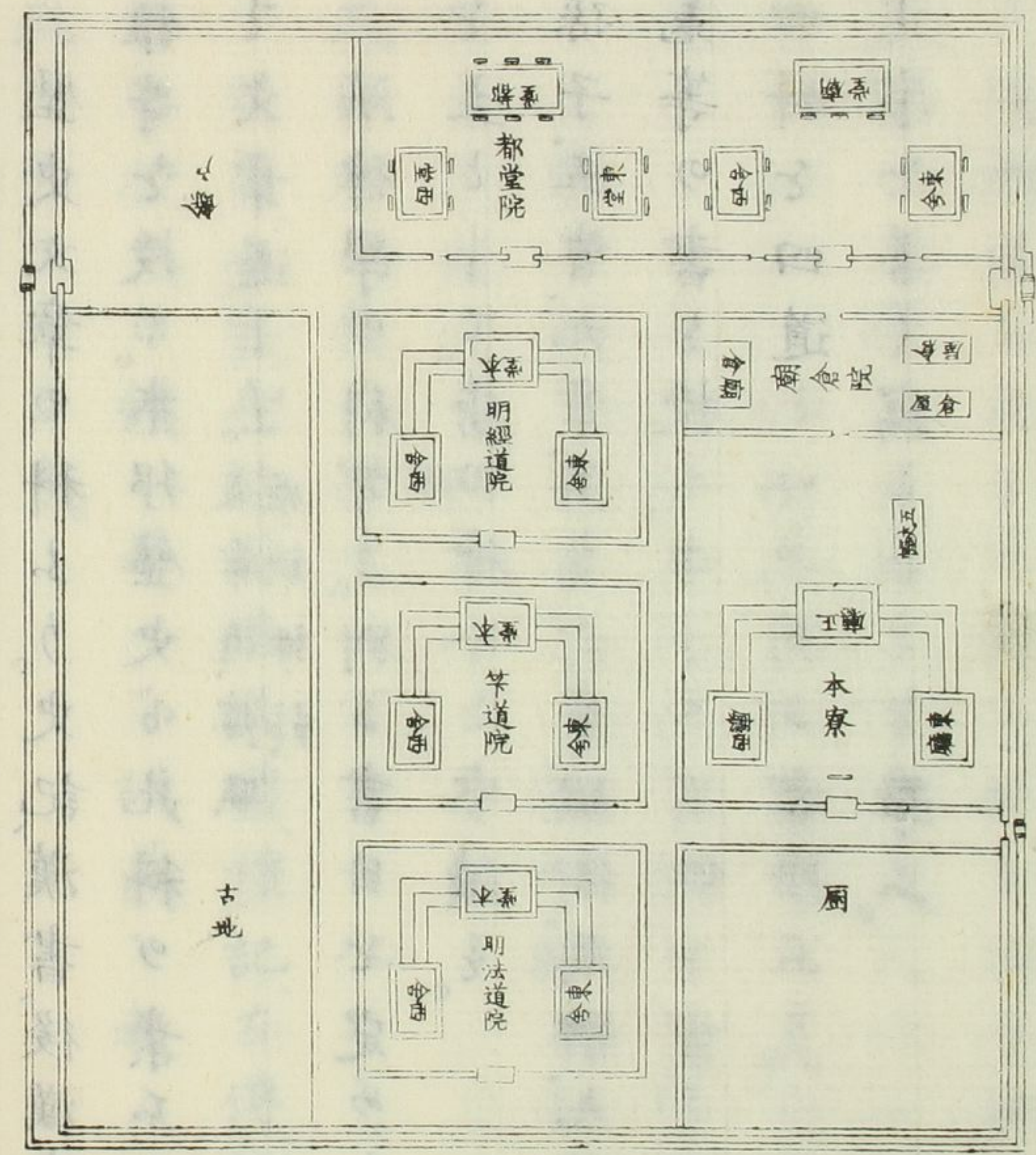
學制の事

太古敦樸の世は。文字あけれハ書籍もあし。學
制を布き教育を并勵する事の事有べきや
ふし。然れとも其教ハおのつら備はりて。貴賤
老少口々相傳へて。祖業と稱述し以て忠君愛
國の志念と養へり。古語拾遺、本朝文粹、
参取萬葉集
紀元九百四十年應神天皇の朝。百濟王その國の
博士及び典籍と獻し。皇太子菟道稚郎子之と學
ひたまひしより。文教始めて興れり。日本紀、古事
記、神皇正統

記これより後漸盛おれとも。或ハ私ニ師を聘シ。或ハ學士ニ就いて學ぶニ過きざりき。大化ニ改新の政ありて。一千三百年代の初、制度を恢弘シたまひ。尋て天智天皇立させたまふニ及ひて、始めて學校を興シ。大ニ文學を開きたまふり。日本紀其制大寶ニ至りて全ク備ちる。令義解、懷風藻大學寮 式部省ニ屬シ。學生四百三十人あり。明經道 周易、尚書、毛詩、周禮、儀禮、禮記、左傳、論語、孝經等と授く。白讀と畢一て講義と教ふ。修身及ひ政治學の科あり。

紀傳道 歴史文章の科あり。史記、漢書、後漢書、文選、爾雅等を授く。本邦歴史ハ此科の業あり。後改めて文章道とす。文章道、據職原鈔標註明法道 法律學の科あり。別ニ書目と定めを。現行法を主として。唐の律令を參讀を。算道 孫子、五曹、九章、海島、六章、綴術、周髀、九司、三開、重差等の書を授く。中々も周髀と重しとす。以上四科と四道とソふ。別ニ書學あり。書學 文字を善く寫ふことを學ぶ。

大學寮圖



陰陽寮 中務省に屬す。學生三十人あり。

陰陽道 占筮相地の事と學ぶ。

天文道 天文氣色と習ひ候ふ。

曆道 曆法と習ふ。別は漏刻學の科あり。

典藥寮 宮内省に屬す。學生八十二人あり。

醫學 體療、創腫、少小、耳目口齒の四科とす。

針科 針治と學ぶ。

案摩科 按摩して傷折を療むる事と學ぶ。

咒禁科 咒文と讀み氣を禁する事と學ぶ。

藥園科 藥性色目及び種採の法と學習す。

以上いづれも博士ありて。學生は教授も。又雅樂
寮にてハ。歌、舞、唐樂、高麗樂、百濟樂、新羅樂、伎樂、笛、
腰鼓の數科に分ちて教習せられたも。伎藝のもの
あれハ師と稱して。博士といふ。

地方に於てハ太宰府なるを府學といひ。諸國に
一所づつ設けたるをハ國學といふ。いづれも國
博士國醫士ありて諸生を教授も。其學科ハ大學
寮典藥寮の制に准せり。大抵内外の學生都へて
三千九百二十二人ありの定負たり。今義解類
聚三代格
學生の身分ハ大學にてハ諸王の子孫。諸臣五位

以上の子孫。東西文部の子。八位以上の人の子。情
願して許されたるもの等あり。國學を郡司の子
弟を取る。若し滿數あらずるときハ庶人をも兼
ね取るなり。いづれも年十三以上十六まで一
て聽令あるものを取る。後或ハ年齢を伸縮せし
こともありき。醫生ハ博く衆を濟ふ仁術ある。こ
世業の外庶人とも取る。陰陽雅樂二寮の諸生も
同じ。諸生入學の初にハ。布一端は酒食を供
へて其師を束脩の禮と行ふ。在學中の衣服糧料
ハ。自費官給時より一あるも。

經は三等あり。禮記左傳を大經とし。毛詩周禮儀禮を中經とし。周易尚書及び公羊穀梁二傳を小經とす。孝經論語は必兼ね通せしむ。三史及文選は大經を准む。醫の大素經を大經を。新修本草を中經を。小品明堂八十一難經と小經を准む。法書律と大經を。令と小經を准し。算術孫子以下の九經上は共く小經を准む。天文書を天官書天文志五行大義律曆志大衍曆議等と各一經とす。學生は毎旬は一日の暇を給ひ。暇前は博士の讀講を考試し。歳終毎は考の終日といふは大試

大學生は頭及びひ助これを試む。國學生は國司これと試む。在學九年より貢擧は堪へざるもの退學せしむ。學生二經以上は通をれば太政官に申送む。大學より擧ると擧人としむ。國學よりすると貢人といふ。

科試は秀才明經進士明法の四つあり。之は書算を加へて六なり。秀才は博學高才の者と取り方畧二條を試む。進士は時務策二條を試む。明經は經書中四條若しくは三條つゝを試む。書はよりにて齊しうす。明法は律七條令三條を試む。答

の通不通の程度よりて。甲乙若くハ不第と定
 むること亦制あり。書算もこれ又准す。
 其第を得たるものと位又叙するよりハ。秀才、明經
 ハ上、中以上よりて。上、下中、上ハ叙位の例よりあ
 す。唯式部又留め選と待ちて叙す。これを留省と
 いふ。進士、明法ハ甲乙と得て位又叙し。丙以下を
 不第とす。留省のことあり。令義忘られとも此法
 峻嚴よりて人を得られければ。延喜の制中上以
 上を位又叙することあり。あせり。延喜式
 大學國學とも。毎年春秋二仲の上丁又先聖孔

宣父又釋奠も。大學ハ先聖及ひ先師顔子と宗祀
 して配するもの九座。國學ハ先聖先師の二座の
 ことあり。府學ハ関子と加へて三座とす。
 學生校舎に在りて樂と作し。及ひ雜戲すること
 と許さば。唯琴と彈き射を習ふこととハ禁せむ。
 一年の内缺課百日は滿つれば。退解せしむ。在學
 九年よりて考試は當らざるも亦同し。令義
 當時學制の整ひたることかくの如し。延曆又新
 都と奠めて大學寮及ひ陰陽典藥等の諸寮内裏
 又相望り。結構輪奐ありしあり。講習の徒ハ濟々

として曹局は満ち。諷誦の聲は洋々として校堂
は溢れ。文教の盛ふること未曾て有らざる所な
りき。参取國史
本朝文粹

この後施制の宜しきと量り。時は張弛をかして
學生の學年を改め。任用の年齢を伸縮し。學科の
中紀傳道と文章道として。重々詩文を以て人を
取りしふと。時は從ひてさまざま沿革ありき。よく
て嵯峨、淳和、仁明、文徳の數朝とふよく意を教育
に用ひたしむるに。宏才碩徳相繼ぎて起るふ
至れり。延喜式、朝野羣載、
参取國史

あるは此頃よりして。文章紀傳は菅原大江の
二氏。明經は清原中原の二氏。明法は坂上中原の
二氏。其他三善小槻二氏の書算。和氣丹波二氏の
醫學。賀茂安倍二氏の陰陽天文等の類。漸家々の
專業とふりしむるに。和氣氏藤原氏等の名族は。各
私學を建て、其族人の諸生と教育せり。此は於
てき。私立の學あり。各氏の長者と以て別當と
し管理せり。國史、職
原抄
弘文院 和氣清麻呂私宅と捐して建て。壑田冊
町と學科を充つ。日本後記、
拾芥抄

勸學院 藤原冬嗣建つ。天長三年の事あり。日本後記

朝野
羣載

學館院 橘氏の私學あり。嘉祥三年建つ。文德實錄

辨學院 在原氏の私學なり。元慶五年建つ。西官記

淳和院 王氏の私學あり。三代實錄

國學に至りては。是より先は既ふ萎靡して振は

そ。紀元千五六百年の交は至りては。王朝式微は

して大學もまこと衰頽せり。保安三年千七百八十二

い。孔廟の頽危はよりて釋奠の禮も全うしそ。崇

徳天皇の保延中より既は黌舎も頽弊して。縉紳

青衿の徒身と容るる所ありしといへり。百練抄

本朝
文粹

朝權武家は移るる及ひては文教地は墜ち。僅小

五山等の僧侶は頼りて就學するの外なきは至

りしなり。朝廷も幕府も僧徒と擧げて文筆の事

は預らしめ。彼等もまこと己う任といふたり。民

間の子弟はして學は志をすものもまこと僧家は

就きて讀書習字の業を受けしなり。後までも家

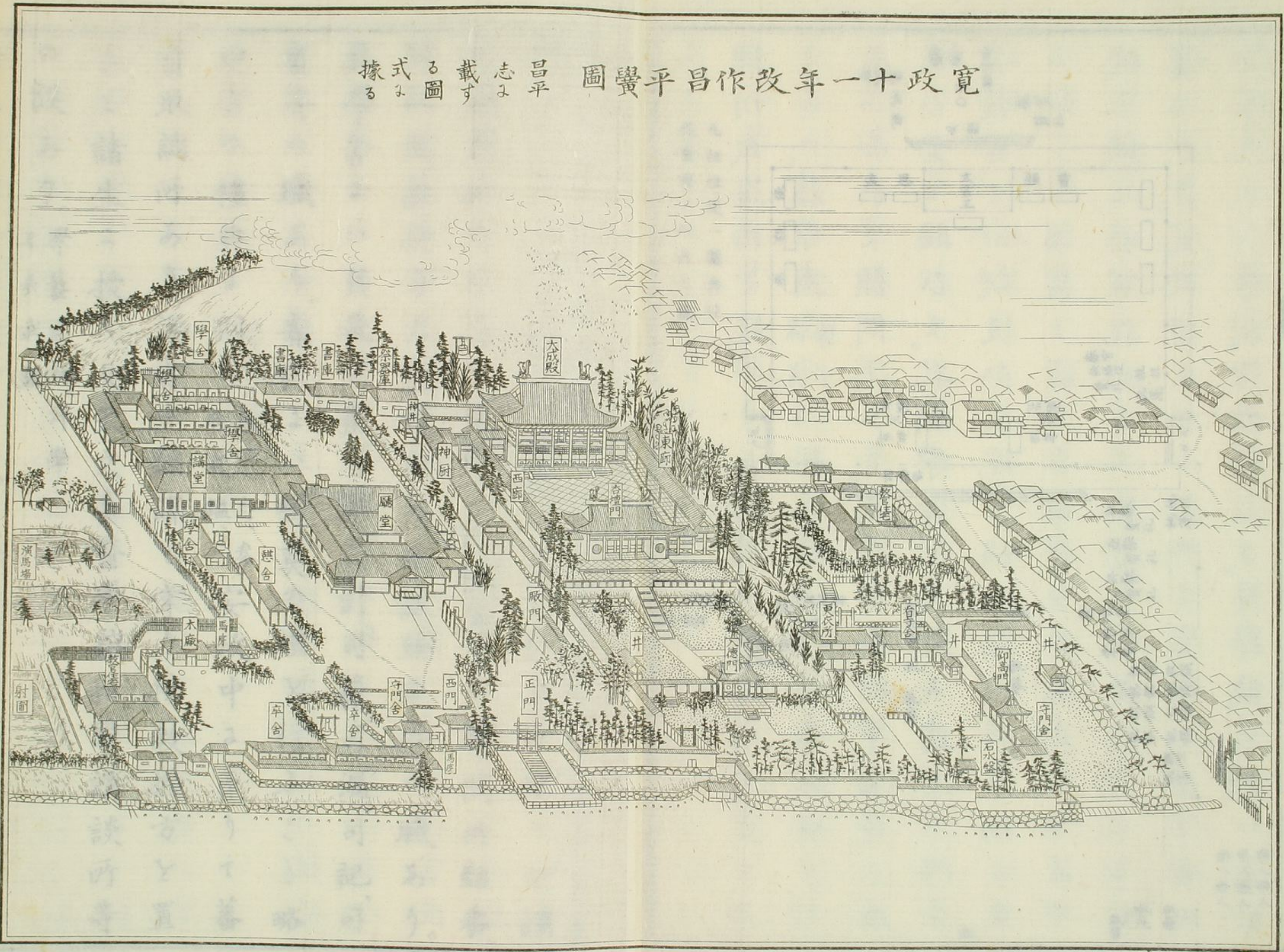
塾と稱して寺子屋といふに至れり。尺素往來、卧雲日件錄

此時國學の遺蹤は。僅は下野は足利學校あり。

永享中上杉憲實關東管領たりし時。書籍と納め
 學田と付し。僧徒として教授たらしめ。海内唯一
 の學校ありし。兵馬倥傯の際も。諸國有志
 の徒ハ千里笈と負ひ。游學するもの往々ありき。
鎌倉大草紙、足利學校事蹟考、
 初め北条顯時。その領地武州金澤に文庫と建て
 。和漢の羣書と納め。遂に子弟族人の習學を充
 てしむ。北条氏亡ひて後。上杉憲實重ねて之を修
 めて學徒講習の便をあたたり。右文故事然れとも全
 國と通してハ。教育の政見らるる足るべきものな
 りき。

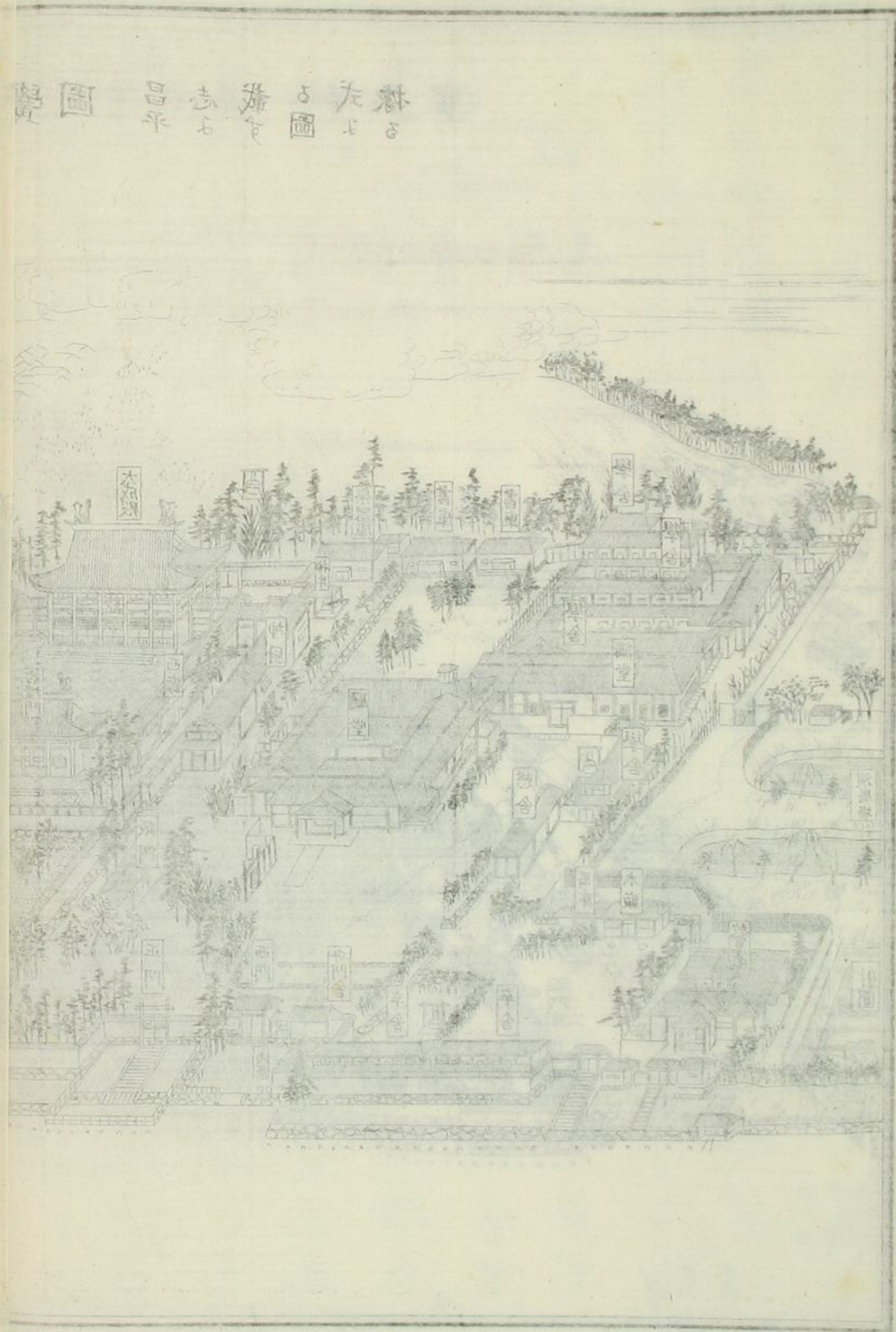
徳川氏海内と統一するに及び。崇文の志盛あり
 一。藤原肅惺窩と稱す。林信勝道春と稱す。等相繼ぎて
 庸ひられて顧問とある。寛永七年將軍家光。土地
 及び金と賜ひて。孔廟學舎を上野に建てし。門生
 を教育せしむ。後弘文院の稱を賜ふ。將軍綱吉更
 二命して湯島に徙して規模を弘廓し。名を昌平
 校と改め。將軍親臨みて先聖を釋奠せしことも
 屢ありき。寛政中に至り始めて官學とあり。官田
 と付し大に學制を改めらる。其學徒ハ初ハ士庶

寬政十一年改作昌平學圖 昌平志子載す圖る式る據る



日本列國通 卷二

諸藩亦各學校之置く中也才澤の興請舎力



并に入ることと許し、後ハ士分以上に限り、句讀
 科講義科と分ちて教授す。後職員ハ學問所勤番、
 同組頭、教授方、出役、學問所、世話頭、取等の職あり。
 其學舎ハ、貞長、司監、司講、司計、司籍、司漏、司記、司
 賓等の職あり。春秋ハ、釋奠の禮と行ふこと略
 中古の禮典ニ同昌平志、參取武鑑。安政中ニ至りて蕃
 書取調所あり。洋書の翻譯と掌り、傍教授方と置
 きて諸生ニ授く。又天文臺、醫學館、和學講談所等
 の設あり。學藝志、林、洋學年表、武鑑
 諸藩も亦各學校と置く。中にも米澤の興讓館。加

賀の明倫堂。岡山の閑谷學校。尾張の明倫堂。熊本の時習館。鹿兒島の造士館。會津の日新館。萩の明倫館。伊勢の有造館等。最その備えれるものなり。而して其學科ハ專漢籍と攻めて傍國史と及ひしものなり。諸藩學制書上、學制彙集

藩學の外又私學あり。京都の堀川塾。大坂の懷徳書院等。其大なるものなり。堀川塾ハ伊藤仁齋の建つる所。一時從遊の徒三千と盈てり。懷徳書院ハ中井菴庵の建つる所なり。此外諸國の儒流概家塾ありて子弟と教授せしむ。文化至らぬ所

ふりき。學制彙集、先哲叢談

王政維新と及ひてハ。新ニ文部省と置きて全國の學制と總攬せしめ。五畿七道と分ちて八大學區三十二中學區とし。一中學區と二百十小學區とし。上ニ督學局あり。下ニ學區取締員あり。以て就學を獎勵せり。後頗沿革ありし。明治二十年ニハ。凡一万八百六十二區。其校舍ハ小學、中學、大學、師範學校、專門學校、女學校等。官立、公立、私立と合せて二万七千四百餘所と及ひ。生徒の負ハ二百八十二万八千人と餘れりといふ。文部省第十五年報

都府の事

伊弉諾伊弉冉の二神。礫馭盧鳥に降り。始めてハ
尋殿と建て。天照太神、高天原に瑞御殿を立てた
まひて。帝都とふし。皇孫瓊々杵尊筑紫に降りた
まふふ及ひて。笠狭之碕に高千穂宮を定めて。三
代此に居らせたまひし。太古の事なれ。其
制備らす。

神武天皇大倭の畝傍山の東南に都奠めたまひ
て。橿原宮とす。規模古に超えたり。然れとも當時
の俗、喪葬婚姻等あるとき。必新宮に御せしむ

故に。綏靖天皇以後に。代毎に必都府と遷したま
へり。されど大抵大倭國を出てさりき。景行天皇

晩年紀元七百八十八年近江國志賀に徙りたまひしより。

成務天皇此に都したまひて。阡陌に隨ひて邑里
を定めしより。都府の制始て立ちぬ。此後或は攝

津。或は河内。或は山背。或は大倭に徙りたまひ。歷

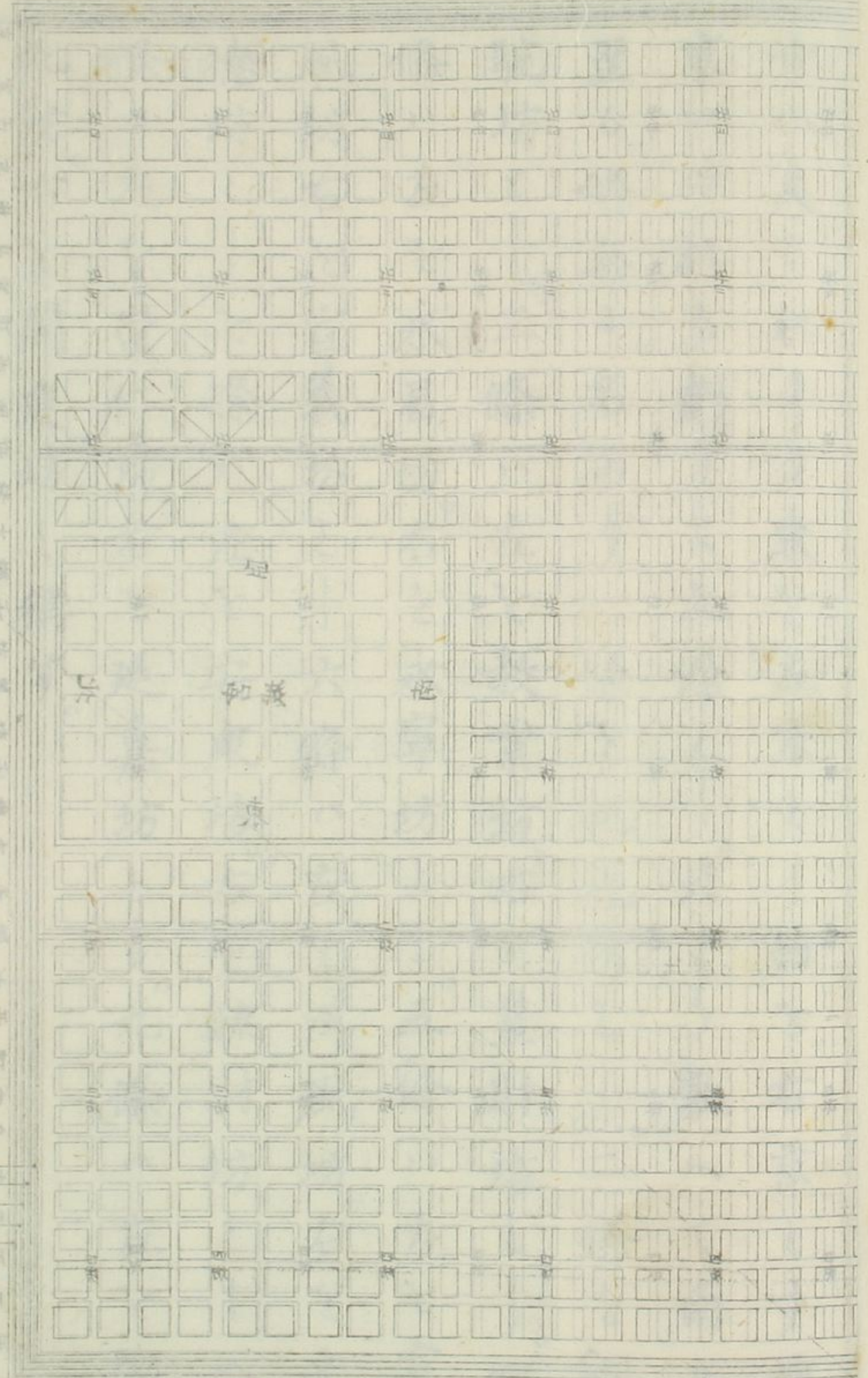
代地を異なせり。日本紀古事記古語拾遺日本後紀

元明天皇紀元千七百七十年大和國平城に都したまひ。始

めて左右京條坊を定め。大に規模を弘められし

より。古制一變し是より光仁天皇の御宇まで帝

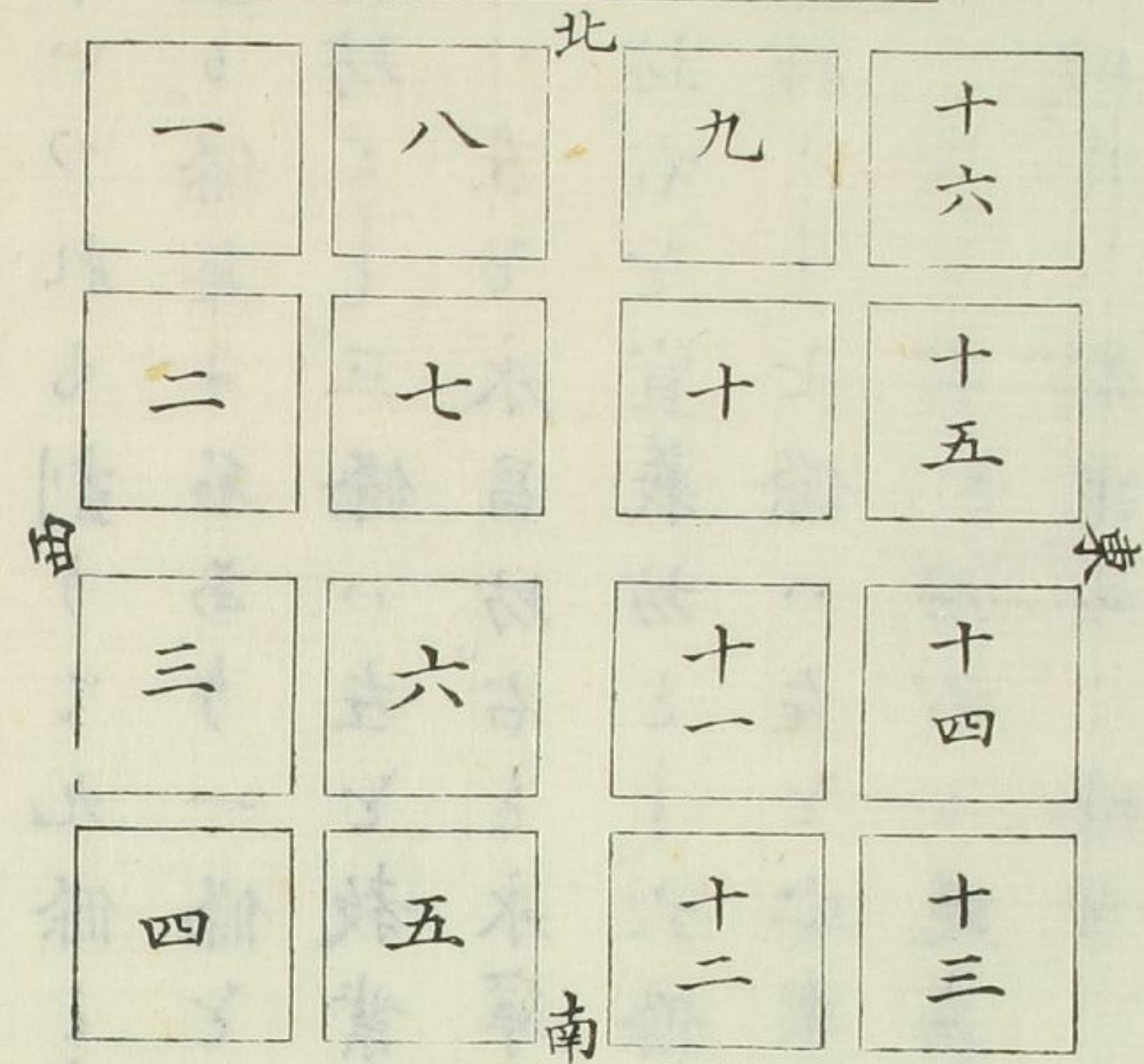
都遷ることふりき。桓武天皇の延暦十三年。元紀
 千四百五十年。山城國ハ山河襟帶自然城とふし。形勢
 の地ふりと詔ありて。都を此地に遷して平安京
 と稱し。國名とも山城と改めたまふ。これより京
 邑條坊悉備をる。資用莫大ありしと。墾墾を憚
 らずして永逸と期したりしハ。これより後一
 千七十五年間の皇都たりき。續日本紀、日本後紀、
 本朝文粹、拾芥抄、
 京城の制南北一千七百五十三丈。東西一千五百
 八丈。朱雀門より直に南極の羅城門といたるま
 て一大路あり。これと朱雀の大路といふ。弘き二



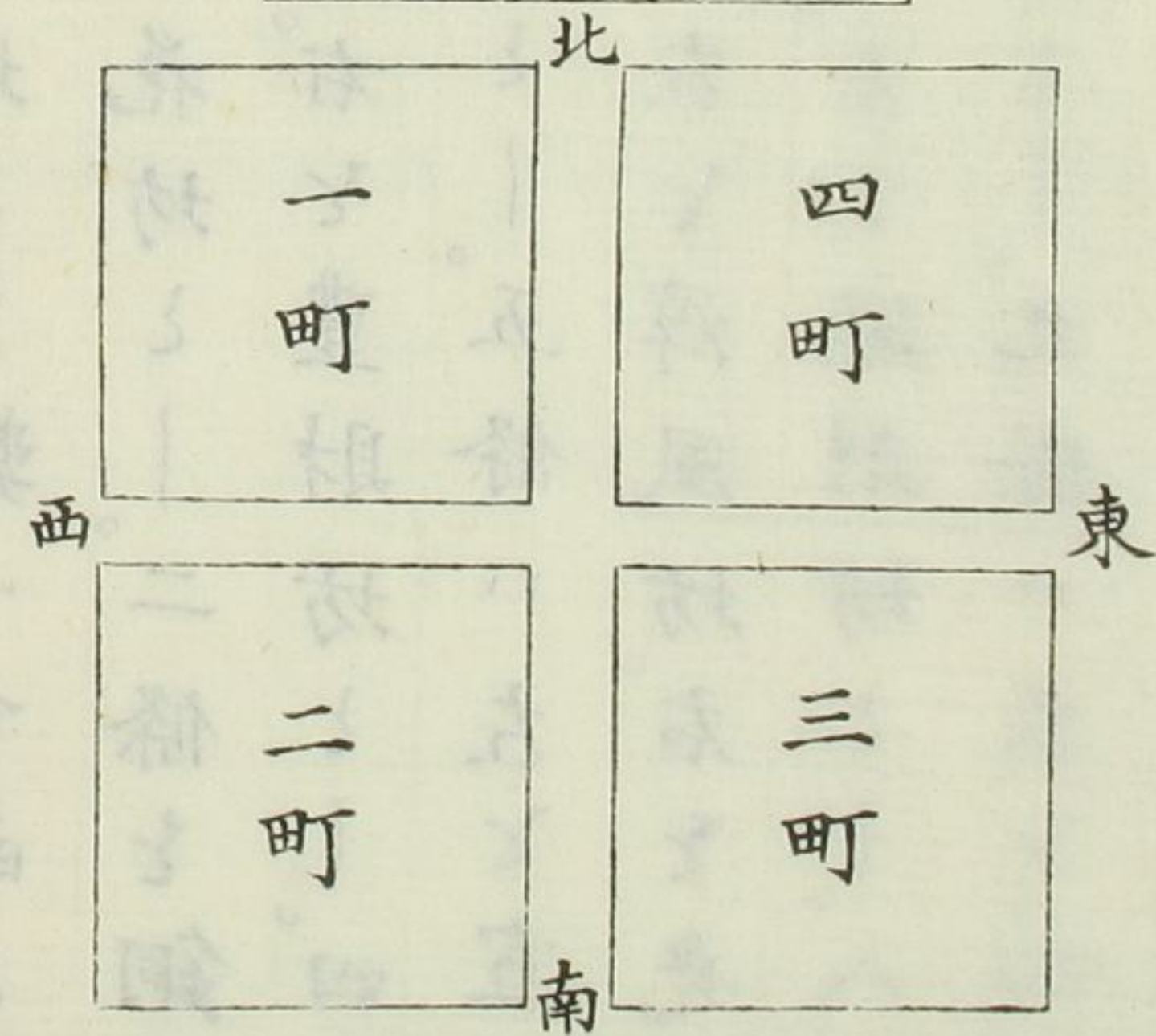
朱雀門六丈
 羅城門六丈
 中門六丈
 春日門
 大政門
 小政門
 二新大政門
 三新大政門
 四新大政門
 五新大政門
 六新大政門
 七新大政門
 八新大政門
 九新大政門
 十新大政門
 十一新大政門
 十二新大政門
 十三新大政門
 十四新大政門
 十五新大政門
 十六新大政門
 十七新大政門
 十八新大政門
 十九新大政門
 二十新大政門
 二十一新大政門
 二十二新大政門
 二十三新大政門
 二十四新大政門
 二十五新大政門
 二十六新大政門
 二十七新大政門
 二十八新大政門
 二十九新大政門
 三十新大政門
 三十一新大政門
 三十二新大政門
 三十三新大政門
 三十四新大政門
 三十五新大政門
 三十六新大政門
 三十七新大政門
 三十八新大政門
 三十九新大政門
 四十新大政門
 四十一新大政門
 四十二新大政門
 四十三新大政門
 四十四新大政門
 四十五新大政門
 四十六新大政門
 四十七新大政門
 四十八新大政門
 四十九新大政門
 五十新大政門

日本書紀 卷二

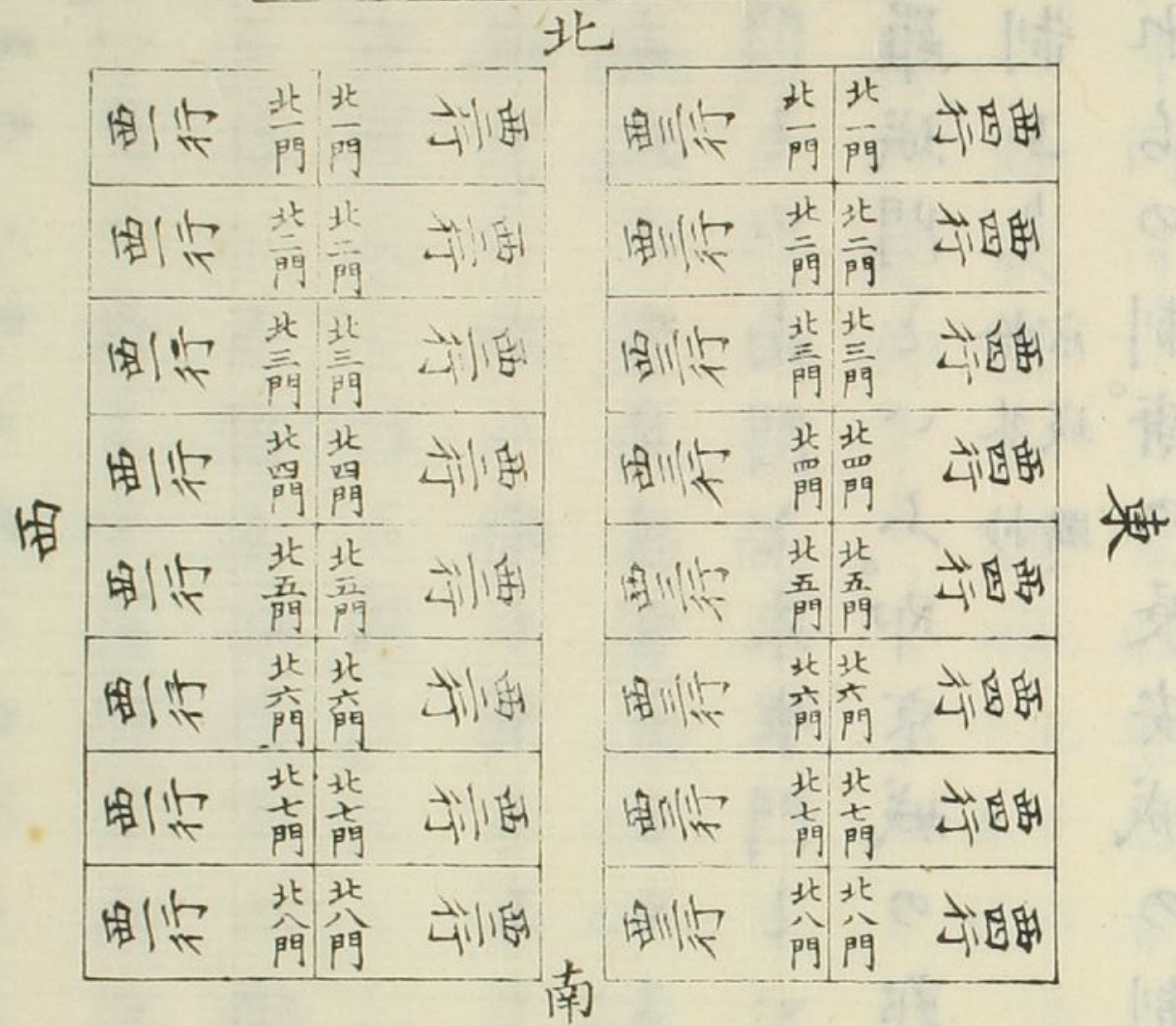
坊の圖



保の圖



町の圖



坊は左京の西より東へ右京の東より西に計ふ
町は左京の西北より南へ右京の東北より南に環りて計ふ
行は左京の西より東へ下り右京の東より西へ下りて計ふ
門は左京の西北より起りて南へ下り右京の東北より起りて下る
中央の一町内の通路より尤も前後左右共に通路ありと知るべし

り。一保一町の内は四行あり。一行の内は八門あり。四町一戸は長さ十丈、弘さ五丈より成る。即一門あり。されは左京は坊三十六、保百五十、町六百八あり。右京もこれと同じ。

皇城は一條二條の間あり。今の大宮は東西八町、南北十町。皇居官省ともは其内はあり。四面十二門。その南門と朱雀門といふ。朱雀大路の南極を羅城門といふ。即京城の郭門あり。二重閣七間の制あり。拾芥抄、京城圖、これらの制、唐の長安城の制に因りて斟定せら

れし所ありて。宏壯整齊前古未曾有の事ありし。一條天皇以後紀元千六百禁城災あり。里

内裏は遷御あり。それ荒廢して。保元

平治以後は。京師は志むく兵馬の區とあり。權記、

抄、保元平治物語、應仁己後紀元二千百はいたりては。兵

火は罹ること數次ありて。士民堵は安んせず。皇

居も民舎の如く荒れえてたれは。まして公卿の

邸宅。市民の肆塵は。鞠りて茂草とふりぬ。織田信

長京畿と定めて。離散の民と安集し。豊臣氏徳川

氏尋て起り。宮闕と造り市區を修めて。今の京都

といふ。尚古京の半部より右京に遂
は郊落となりぬ。老人雑話、山城志

維新の初。大坂は都と遷して視聽を改めんと
の議ありし。明治元年始めて江戸は行幸したま
ひ。遂は帝都とふ。名を東京と號し。假り幕府
の本城と以て皇居と定められし。後火災より
りし。新は皇居と營作し。廿二年宮城成り
て遷御まじくき。

國郡莊保の事

太古の時。全國を稱して大八洲國といふ。淡路洲、

伊豫二名洲、筑紫洲、壹岐洲、對馬洲、隱岐洲、佐渡洲、
大日本、豐秋津洲是なり。いづれも土地の廣狹は
拘はらず。海島の隔を以て名つけしなり。

神武天皇元を紀したまひし初め。大倭國葛城國
等は國造と定め。國の次を縣として縣主を定め
られたれど。草創の世國縣邑里の制いまだ明か
らず。崇神垂仁の朝を経て。成務天皇の御宇紀元
七百年に至り。山河を界して大國小國大縣小縣を
分ち。阡陌は隨ひて邑里を定め。東西を日縱とし。
南北を日横とし。山陽と影面カゲトモといひ。山陰と背面セトモ

元明天皇の和銅六年。七紀元千三百畿内七道諸國郡郷の名ハ二字ヲ定めて好字と用ひしめ。且其風土記と撰進せしめらる然れとも其書多くハ亡佚して今存するものハ常陸、播磨、出雲、豊後、肥前の五國ニ過ぎし。日本紀、續日本紀、今義解、出雲風土記、参取延喜式、和銅より後施政の宜しきを量りて時ニ廢置分合の國あり。

出羽 和銅五年越後陸奥と割きて置く。

丹波、美作、大隅 同六年新ニ置く。

和泉 靈龜二年置く。

能登、安房、石城、石背、養老二年置く。

諏訪 同五年置く。此時全國合せ

天平中。諏訪、和泉、能登、安房、佐渡及ひ石城、石背の七國と廢せしむ。幾もろく佐渡と復置し。能登、安房、和泉三國と分置せり。嵯峨天皇の弘仁十四年紀元千四百越前と割きて加賀と置き。淳和天皇紀元千四百の天長元年紀元千四百多禊島と廢む。これより永く六十六國二島とあり。維新前まで廢置沿革ある事ありき。續日本紀、日本後紀、類聚三代格郡ハ初め或ハ評の字とも用ふ。延喜中ニ至りて

全國の郡數凡五百九十。後或ハ東西南北等ニ分
ちて建てたるものと併せられハ。凡六百郡ニ滿つ
一シ。續日本紀延喜式王政衰へて莊保盛ふる小
及ヒ。古郡漸く廢して。豪民勢家の私ニ建てし郡
名も諸國往々よしてこれありしハ。遂ニ陸奥
五十四郡武藏二十四郡などの稱あるニ至れり。
按とるニ。常陸の關郡、笠間郡、藪木郡、秋津郡。近
江の勢多郡、善積郡、伊豆の北条郡。越後の津張
郡。肥後の米良郡、五家郡の類中世私建の郡名
諸國ニ少くす。これ皆郡郷の制ニたれて莊

保盛かりしより起れり。東鑑、太平記、拾芥抄、國郡全圖
郷ハ古の里なり。圓融天皇の時紀元千六百ニ。
凡三千七百七十二郷ありきといふ。郷の類ニ餘
戸里といふものあり。戸數の郷と云ふニ足らさ
るものといふ。又驛家神戸の二つあり。これも郷
ニ滿たさるものなり。されと驛家ハ驛舎の在る
所。神戸ハ神戸のある所なれハ。多くハ郷ニ屬シ。
郷名と冠して某驛、某神戸と稱するものもあり。
諸國均し文獻通攷、和名抄、出雲風土記、新編常陸國誌す。
莊シヤウハもと田莊園池の類なり。因て莊園シヤウといふ。其

初ハ蓋人々ミつら荒地と開拓して領有せし
ものより起れり。初め海内の地田疇いさし開け
と。荒蕪少らざるを以て。大寶の令は荒廢田と
借作る者ハ。私田ハ三年よりして主ハ還し。公田を
六年よりして官ハ還を制あり。又新ハ墾する田ハ。
養老七年紀元一千三百八十年の格ハ。舊溝ハ依て墾する
者ハ。其一身ハ給ひ。新ハ堤防を作りて墾する者
ハ三世ハ傳へ。期限の後ハ之を官ハ納めしめた
るを。聖武帝の天平十五年紀元一千四百三年改めて各自
の私財とふし。永年所有の地とふして。典質

賣買をも許されしハ。開墾漸盛ニあり。力ある
ものハ競ふて私田を立てたり。其中佛を信する
ものハ。寺家ニ喜捨し。資力なきものハ。權門勢家
ニ兼并せられしハ。莊園漸大かり。其地諸郡ニ
散在して。鄉村と區域を異とするを以て。各名號
を立て、某莊と稱し。遂ニ官の公驗を請ふて。
世々傳領するごとく。かりぬ。續日本紀、類聚國史、
類聚三代格、東寺文
書、莊園考、
按するハ。莊園の所有主と。公家からハ領家と
いひ。豪民からハ領主といふ。其租入ハ領家領

主は歸して。國司徵集をることと得をされい
領家領主ハ代官と其地は置きて。莊務を幹當
せしむると莊長といひ。猶莊司、下司等の職あ
り。其徵賦等の事ハ租税の下は具す。
莊園多くふるまつれて。國郡ハ疲弊をるの故也。
歷朝宣旨院宣を下して。嚴は莊園と立つること
と停禁せられたれとも。遂は行われざるのふ
らす。白河天皇以後いよく甚しく。莊園國郡は
跨り。一國の中にて五千町及ふ所あり。大隅の
島津莊の如きハ。其國の半と占めたり。播磨國の

如きハ。郷保八十九所ありて。莊園ハ百三四十
所ありきといへり。此は於て郡郷の制壞をぬ。神皇
正統記、中右記、峯相記、大隅圖、田帳、食貨志、莊園考、
保ハ莊の類にて。其初ハ百姓私墾田とふし。郷村
と共に國衙の管轄を受け、租賦を納め。其私有
とふし、ものといへり。もと莊園の如く國司不
の地はあらざる故也。郷保と聯ね稱をされと
保も莊も。もと郡郷の如く朝廷より定めたる制
あらぬい。いふとと莊。いふとと保といふこ
となく。或ハ大或ハ小。其地は由りて一ふらる。一

國の中郡郷庄保大小入亂れて制限あることなし。壬生官務文書、莊園考、食貨志、新編常陸國誌大意、

又名と稱するものあり。これも私墾田は名字と

つけて。公田と分ちしかり。因て名田ミヤタといふ。其所

有主と名主ミヤジユといふ。後世これも莊保とあらびて。

郡郷の間は錯雜す。名田多く領すると大名とい

ひ。少きといふ。武家の時地方の豪族と

稱して大名小名といふこと此より起れり。東寺文書、東鑑、

大意。凡紀元一千七百年代より後。武家の世より此の

如く亂雜よりして。五百餘年の間と過せし。文祿

四年。紀元二十五年。豐臣秀吉天下諸國と檢地し。こ

とくく莊保郷里の稱と停め。直に郡を以て町村

を統ふることとせり。これより制度一變して。

國郡町村とある。現時の法これより因循す。文祿檢地帳、租

稅志、新編常陸國誌 明治二年蝦夷地と改めて北海道とし。分ちて十

一國と置き。其郡名と定め。又陸奥と割きて五國

陸前、陸中、陸奥、とし。出羽と割きて二國羽前、と

磐城、岩代、とし。十一郡を分ち

て。十一郡區の制と布く。及ひて。一郡を分ち

て三四郡とふすものもあまらざり。又七十八郡と増も。廿一年に至りて。とへて畿内、八道、八十五國、八百五郡、三十七區、七万千三百十四町村あり。初め徳川氏封建と以て制と立てし。大小諸藩國郡は錯雜せり。王政古より復せし初め。藩と大中小の三等は次第を。此時大藩八、中藩四十二、小藩二百二十三あり。又京都、大坂、長崎、箱館、奈良、東、京、度會、甲斐、新潟を府とふし。又二十縣と置き。府藩縣と以て地方の三治と立つ。尋て東京、京都、大坂と三府とし。其他と縣とし。四年列藩と廢して

悉縣とふし。北海道は殊に開拓使後北海道と廳とふる置きし。一使、三府、三百二縣ありき。後縣の廢置分合屢ありし。廿一年に至りて。凡三府四十三縣一廳といふにぬ。明治史要、日本地誌、提要、第八國勢一斑

Faint vertical text columns within a rectangular border, likely bleed-through from the reverse side of the page.

日本制度通卷二

畢

山日下川

